

## 第2章 環境の現状

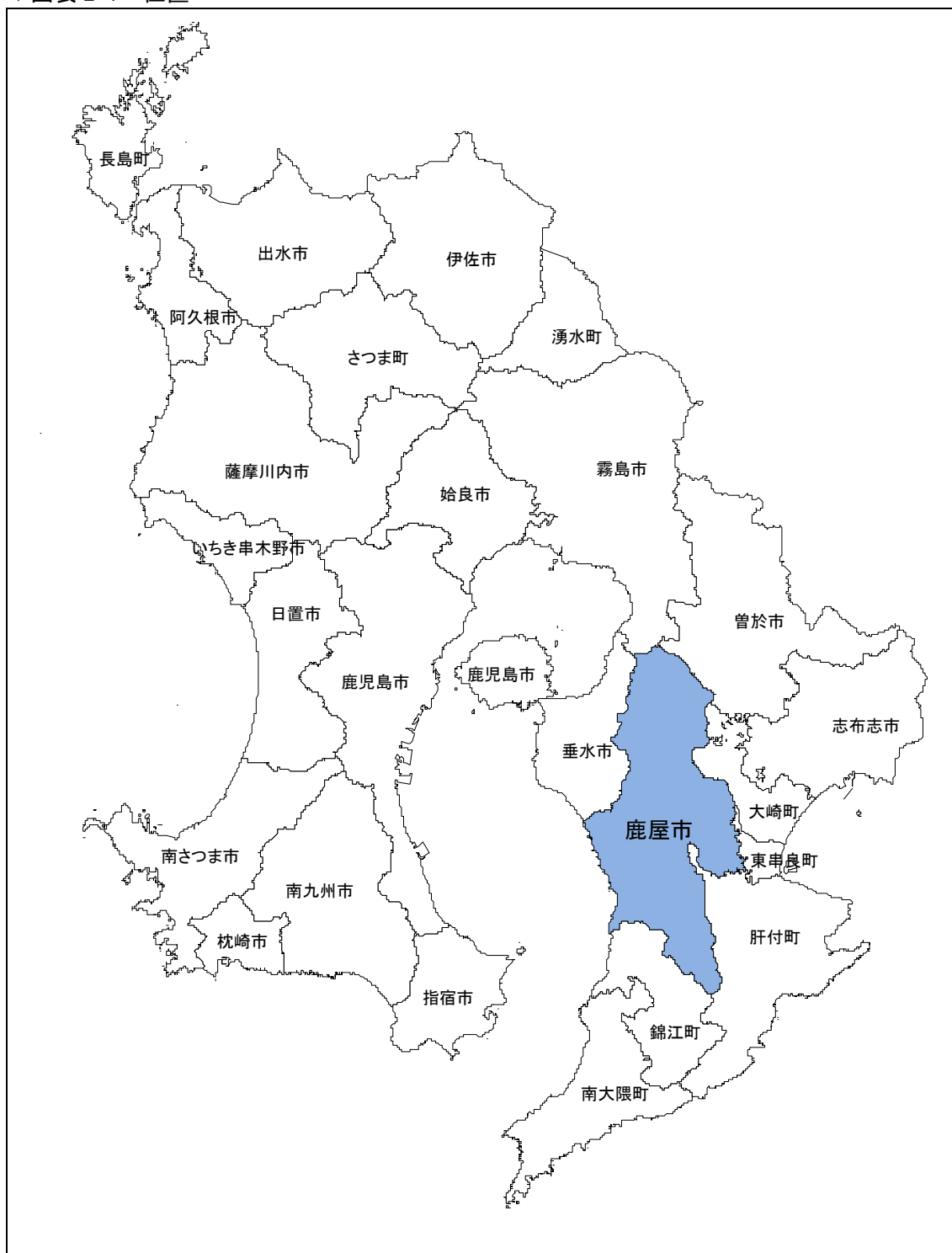


# 第1節 市の概況

## 1 位置

本市は、本土最南端へと伸びる大隅半島のほぼ中央に位置しており、大隅地域の交通・産業・経済・文化の拠点となっています。

▼図表 2-1 位置



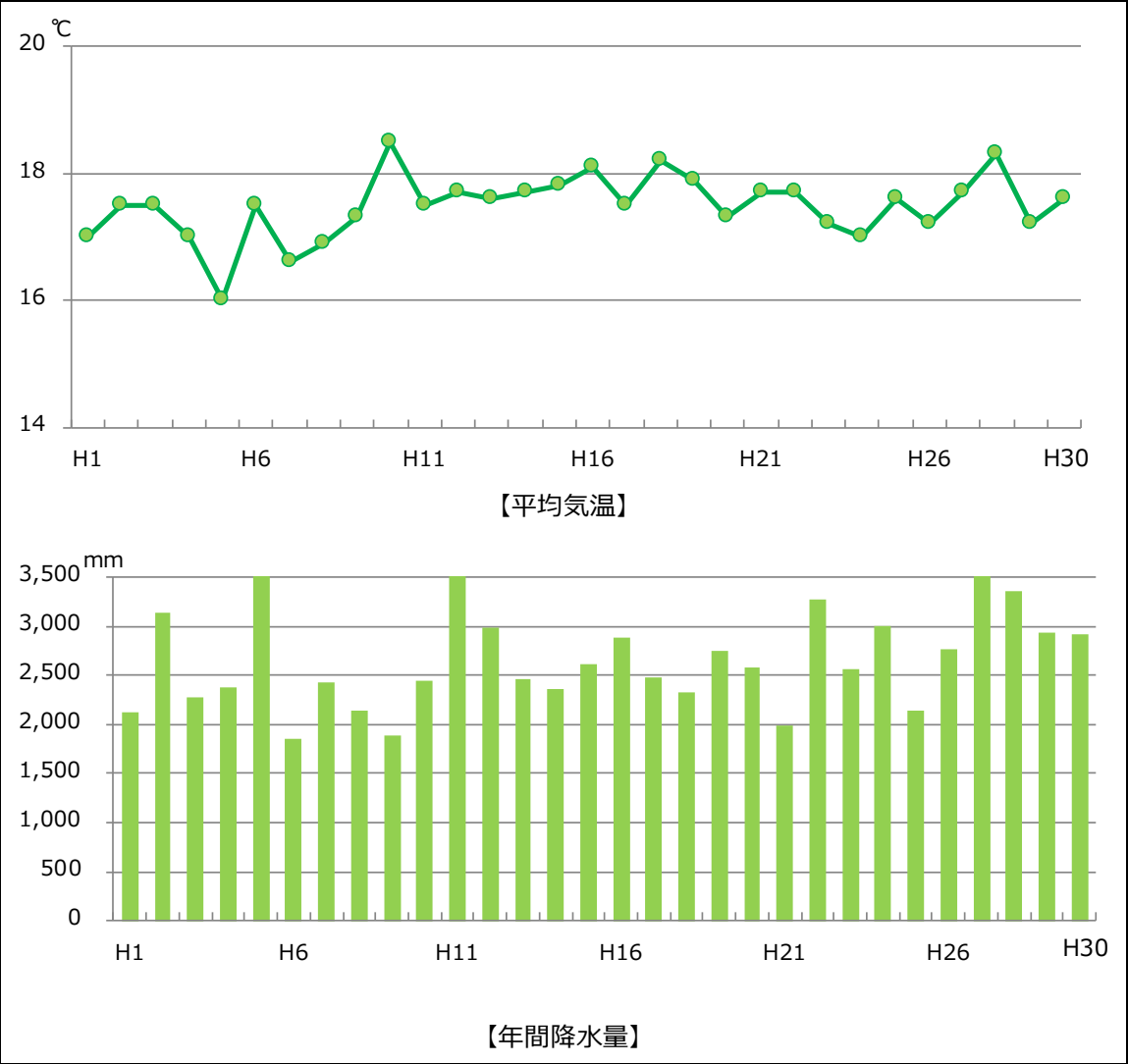
## 2 地勢

市域北部は、日本の自然百選にも選ばれている「高隈山の照葉樹林」を含む壮大な高隈山系が連なり、市域北東部は山林地帯となっています。市域中央部から東部にかけては、国営第1号の畑地かんがい施設をもつ笠野原台地や肝属平野が広がり、平坦地が続いています。市域西部は、錦江湾の美しい海岸線が見られ、さらに市域南部は、神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっています。

## 3 気候

本市の気候は、南海型気候区に属しており、温暖多雨で自然環境に恵まれています。過去30年間(平成元年～30年)の平均気温は17.5℃で、年間降水量の平均は2,681mm/年となっています。

▼図表 2-2 平均気温及び降水量



注) 鹿屋地域気象観測所

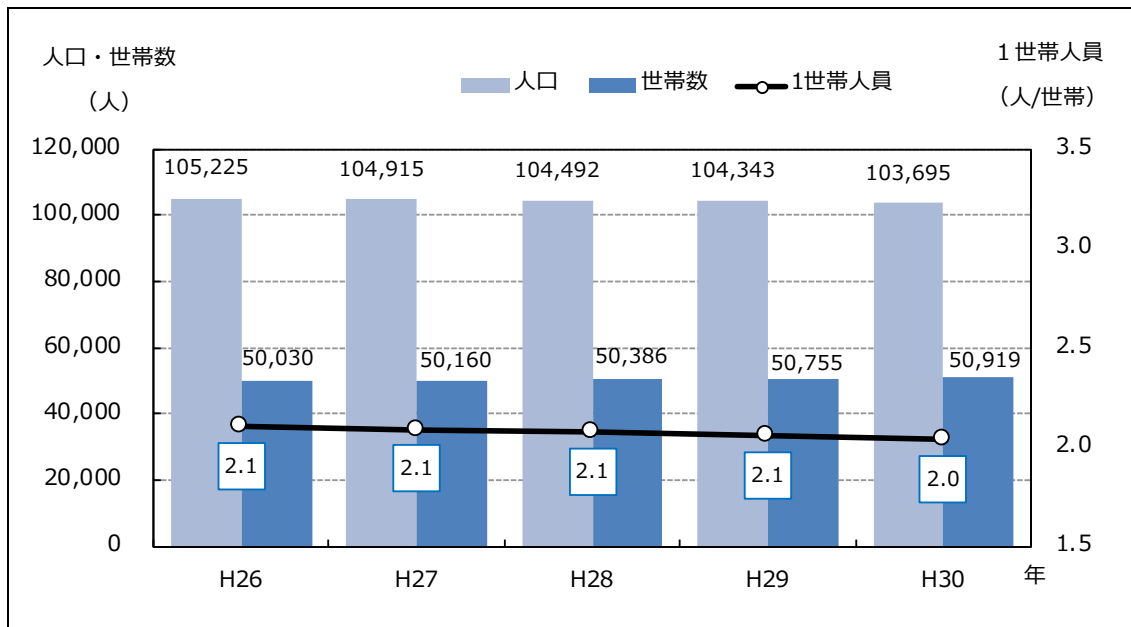
出典：気象庁「気象観測データ」

## 4 人口及び世帯数

本市の人口は、減少傾向にあり、平成 26（2014）年に 105,225 人であった人口が、平成 30（2018）年には 103,695 人まで減少しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、平成 30 年には 50,919 世帯となり、1 世帯当たり人員は 2.0 人に減少しています。

▼図表 2-3 人口及び世帯数の推移

項目	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
総人口(人)	105,225	104,915	104,492	104,343	103,695
世帯数(世帯)	50,030	50,160	50,386	50,755	50,919
1 世帯当たり人員(人)	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0



出典：鹿屋市「住民基本台帳」（各年 9 月末現在）

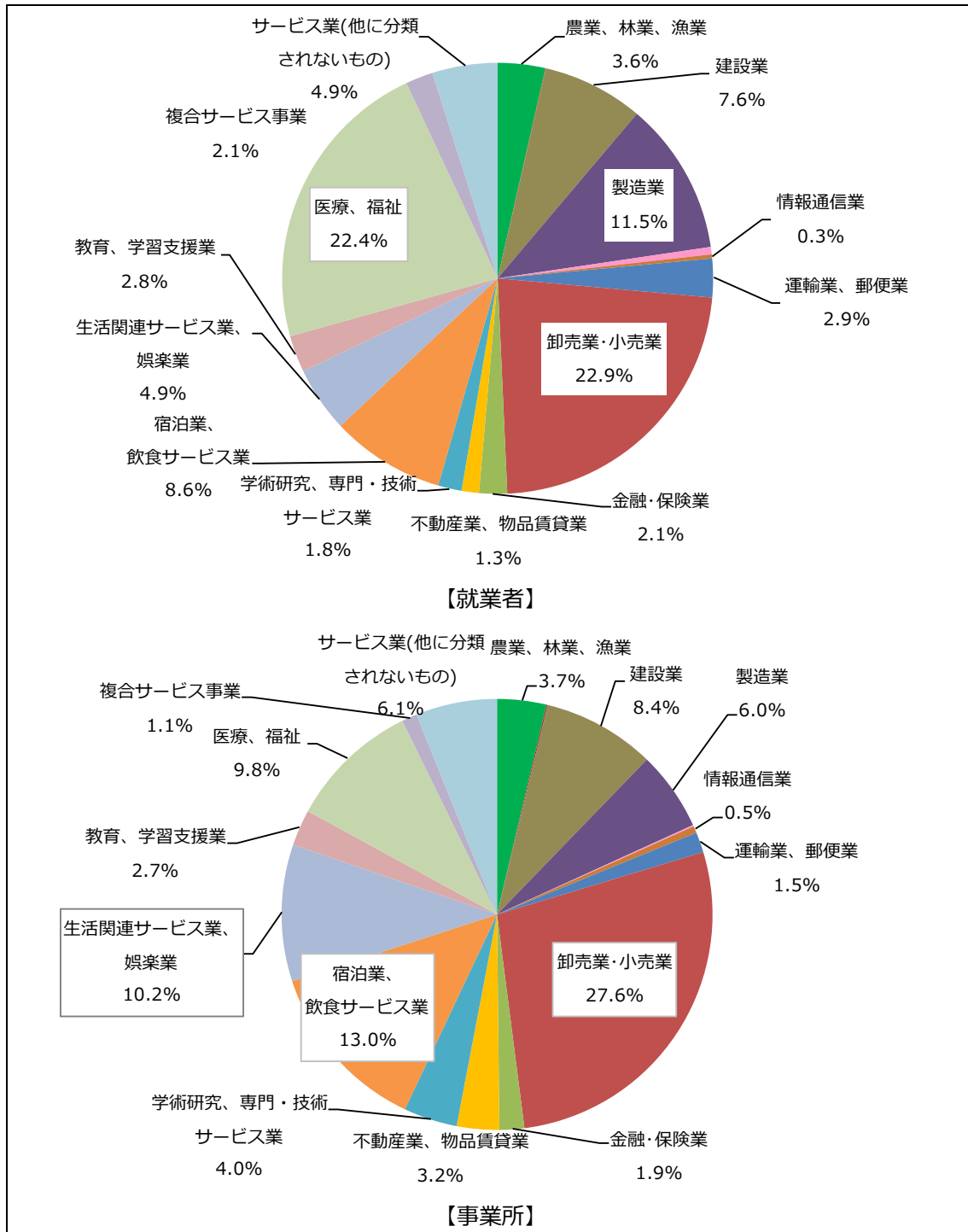
## 5 産業

### 5-1 産業別就業者及び事業所数

本市の産業別就業者の構成割合は、「卸売業、小売業(22.9%)」、「医療、福祉(22.4%)」、「製造業(11.5%)」が大きな割合を占めています。

事業所の構成割合は、「卸売業、小売業(27.6%)」、「宿泊業、飲食サービス業(13.0%)」や「生活関連サービス業、娯楽業(10.2%)」が大きな割合を占めています。

▼図表 2-4 産業別就業者及び事業所数の割合



注) 端数処理のため 100%にならない場合がある。

出典：総務省「平成 28 年 経済センサス - 活動調査」

## 5-2 農林水産業

本市では、温暖な気候や豊かな自然環境を生かし、さつまいも、茶、園芸作物などの耕種農業をはじめ、養豚、肉用牛等の畜産業、カンパチやウナギの養殖漁業などの水産業は、全国トップクラスの高い産出額を誇り、本市の基幹産業となっています。

また、市域の約51%を森林が占めており、スギ材・ヒノキ材などの林産物の生産も行われています。

▼図表 2-5 農業産出額（平成 29 年）

項目	農業産出額	耕種	畜産	その他
鹿児島県	5,000 億円	1,718 億円	3,162 億円	120 億円
鹿屋市	455.9 億円	117.6 億円	334.0 億円	4.3 億円

出典：農林水産省「平成 29 年 市町村別農業産出額（推計）」

## 6 交通

本市の主要な道路は、市域を東西方向に通る地域の基幹道路国道 220 号、南北方向に通る国道 269 号、市街地から北へ通る国道 504 号などがあります。

また、東九州自動車道や大隅縦貫道は、本市と鹿児島空港や周辺都市を結ぶ重要な役割を果たしています。

▼図表 2-6 交通概略図





## 7 土地利用

本市の地目別面積は、山林が 12,972ha と最も広く、次いで畑 8,955ha、宅地 3,369ha となっています。

▼図表 2-7 土地利用

項目	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	34,233	2,434	8,955	3,369	12,972	835	1,575	4,092

出典：鹿屋市「統計かのや」（平成 30 年 1 月 1 日現在）

## 8 文化財

本市内には数多くの文化財、史跡が存在しており、鹿児島県指定文化財をはじめとする 105 の指定文化財が存在しています。

▼図表 2-8 歴史的・文化的資源

項目	県指定	市指定	合計
有形文化財	2	6	8
有形民俗文化財	2	40	42
無形民俗文化財		10	10
史跡		33	33
天然記念物	2	10	12
計	6	99	105

出典：鹿屋市生涯学習課 文化財センター

## 第2節 アンケート調査結果

---

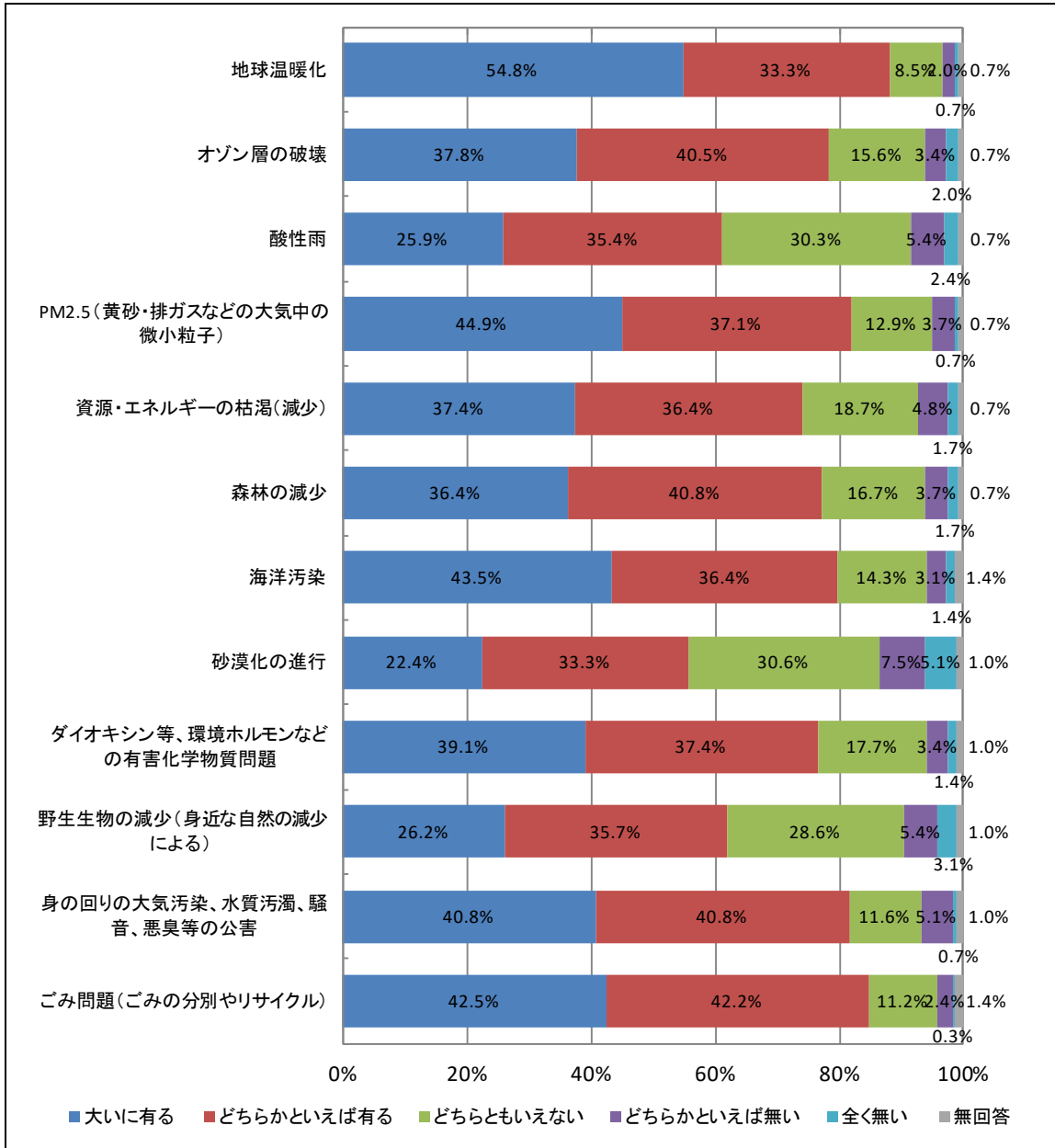
環境に対する意識を把握するため、市民及び事業者、中高学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

### 1 市民アンケート

#### 1-1 環境問題への関心度

アンケートの結果、環境問題への関心が「大いに有る」、「どちらかといえば有る」の合計が80%以上あるのは、「地球温暖化」、「PM2.5」などの地球規模の問題や「身の回りの公害」、「ごみ問題」などの身近な問題が高い状況となっています。

▼図表 2-9 環境問題への関心度



## 1-2 満足度と環境の変化

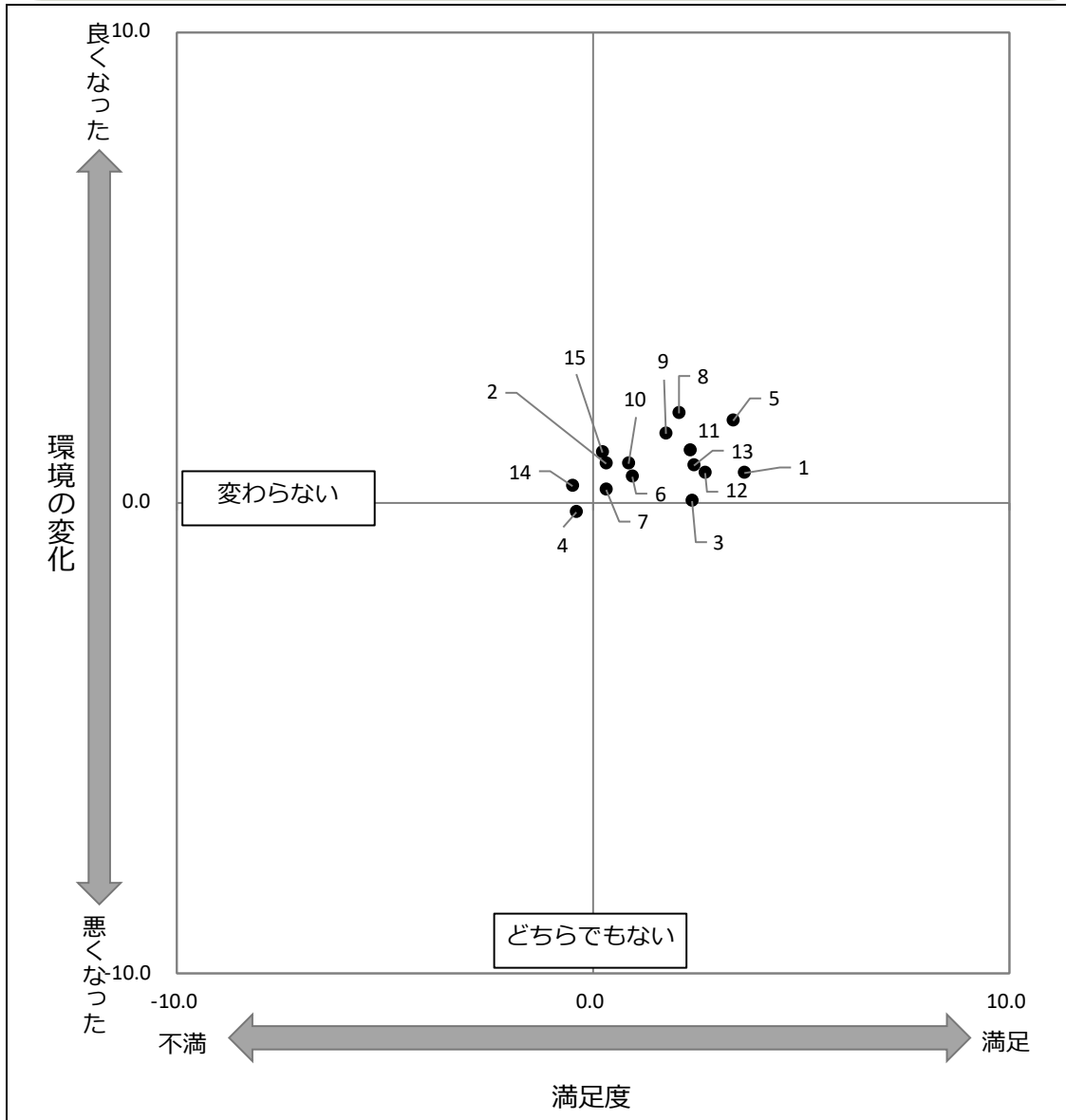
環境に関する各項目の満足度及び環境の変化について、平均値の分布図を示します。満足度及び環境の変化については、それぞれ平均点が 1.50 点、0.79 点と全体的に肯定的な回答となっていました。

一方で、回答のうち、満足度が低い項目は、「4. 事業所等や近隣からのにおい」、「7. 山や河川、海など自然のきれいさ」、「14. 環境に対する市民の意識、マナー」となっていることから改善の余地がある項目となっています。

▼図表 2-10 満足度と環境の変化

項目	満足度	変化
1 空気のきれいさ（空気が汚れていない）	3.66	0.64
2 川など水辺のきれいさ（河川等が汚れていない）	0.31	0.82
3 身の回りの静けさ（騒音や振動があまりなく静かである）	2.40	0.03
4 事業所等や近隣からのにおい（悪臭）	-0.39	-0.22
5 ごみの収集・処理体制	3.37	1.75
6 まちのきれいさ（ごみや空き缶などが捨てられていない）	0.94	0.55
7 山や河川、海など自然のきれいさ（ごみが不法投棄されていないなど）	0.34	0.28
8 資源リサイクル活動・省エネ活動	2.08	1.88
9 公園や広場の整備状況	1.78	1.45
10 歴史的な建築物等の豊かさ（史跡などの保存状況）	0.85	0.81
11 景色の美しさ（良好な景観の保全）	2.33	1.10
12 自然環境の豊かさ（森林、河川などの緑地の確保）	2.70	0.61
13 緑地の豊かさ（街路樹や雑木林などの緑地の確保）	2.41	0.77
14 環境に対する市民の意識、マナー	-0.48	0.33
15 環境問題に対する行政の取組姿勢	0.24	1.07
平均	1.50	0.79

## 満足度・環境の変化分布図



注) アンケートの15項目について回答者の満足度(「満足」10点、「どちらかという満足」5点、「どちらでもない」0点、「やや不満」-5点、「不満」-10点)と環境の変化(「良くなった」10点、「やや良くなった」5点、「変わらない」0点、「やや悪くなった」-5点、「悪くなった」-10点)を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出、図化した。

### 1-3 環境行政への評価

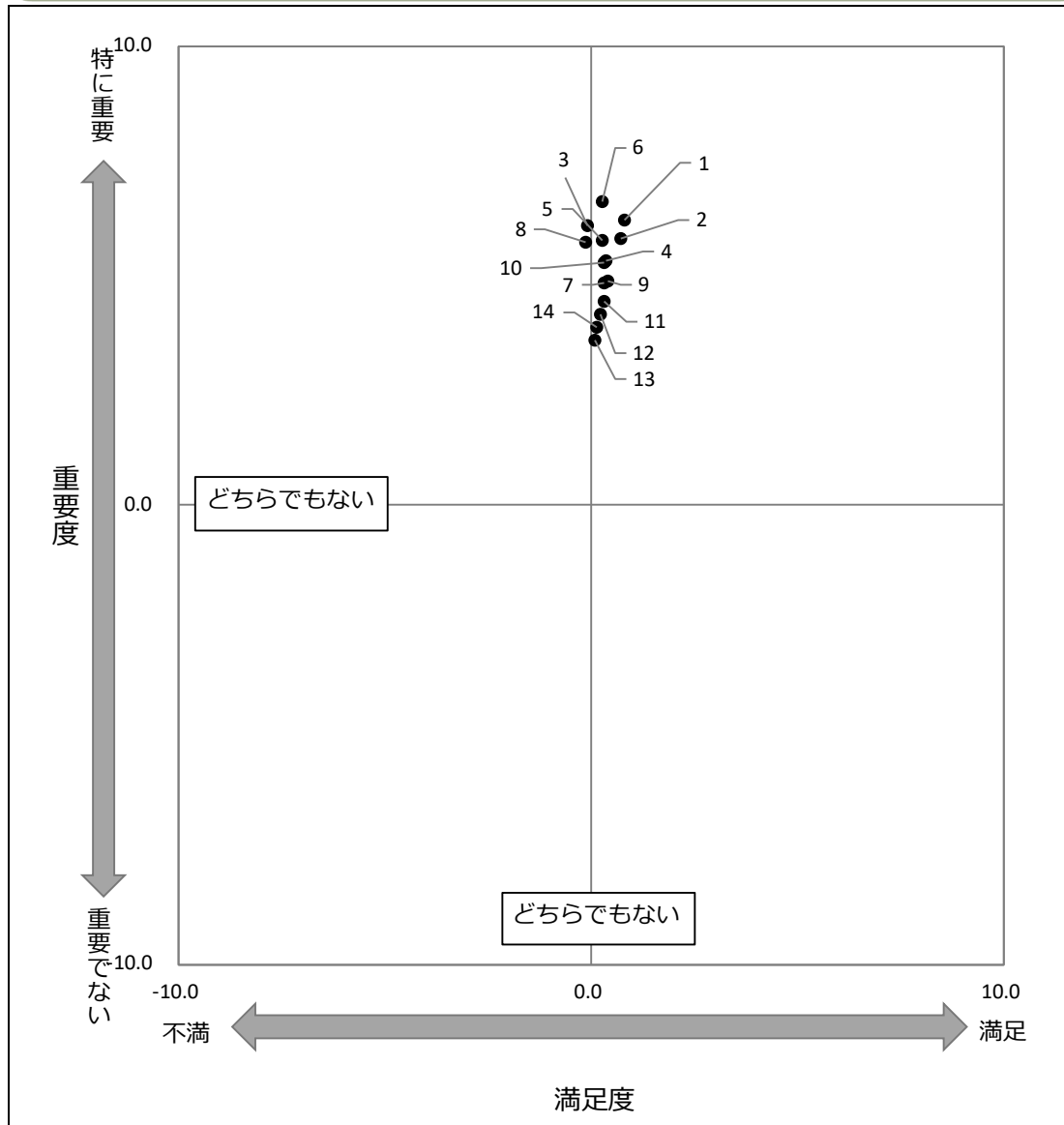
環境行政への評価としては、「3.ごみの不法投棄」、「8.悪臭のない環境づくり」を除いた項目の満足度が高くなっています。

一方で、重要度の観点では、満足度の低い3、8が高くなっているため、満足度を向上させる施策を展開する必要があると考えられます。

▼図表 2-11 環境行政への評価

項目	満足度	重要度
1 ごみ・資源物の収集体制（回数・分別の種類・場所など）	0.81	6.22
2 ごみ処理施設の整備・運営	0.75	5.79
3 ごみの不法投棄対策	-0.09	6.10
4 清潔な環境の確保（地域の環境美化・清掃活動）	0.38	5.31
5 大気汚染対策（空気をきれいに）	0.30	5.76
6 水質浄化対策（水をきれいに）	0.28	6.61
7 静かな環境づくり（騒音・振動の少ない環境）	0.31	4.83
8 悪臭のない環境づくり	-0.11	5.74
9 身近な緑地、公園の整備	0.42	4.86
10 豊かな自然環境の保全（森林や川、海岸の保全）	0.35	5.28
11 良好な景観・史跡の保全	0.32	4.43
12 環境学習の推進、環境関連情報の提供	0.22	4.15
13 環境に関する市民参加型イベントの開催	0.11	3.58
14 環境保全のための組織づくりや支援	0.13	3.89
平均	0.30	5.18

## 満足度・重要度分布図（市民）



注) アンケートの14項目について回答者の満足度(「満足」10点、「どちらかという満足」5点、「どちらでもない」0点、「やや不満」-5点、「不満」-10点)と重要度(「特に重要」10点、「重要」5点、「どちらでもない」0点、「重要でない」-10点)を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出、図化した。

#### 1-4 環境にやさしい日常の行動

環境にやさしい日常の行動について、「6. ごみ・資源物はきちんと分別する」、「12. テレビや蛍光灯はこまめに消す」、「16. 冷暖房を使用する際、設定温度に気を配る」など資源やエネルギーに関する項目、「19. 調理くずや食べ残し、使用済みの食用油を流しに流さない」、「21. 家の周囲を定期的に掃除する」、「22. 外出時にはごみを持ち帰る」、「23. マナーを守ってペットを飼う」など自然や生活環境の保全につながる項目は実行度・重要度が高い状況となっています。

▼図表 2-12 環境にやさしい日常の行動 (1)

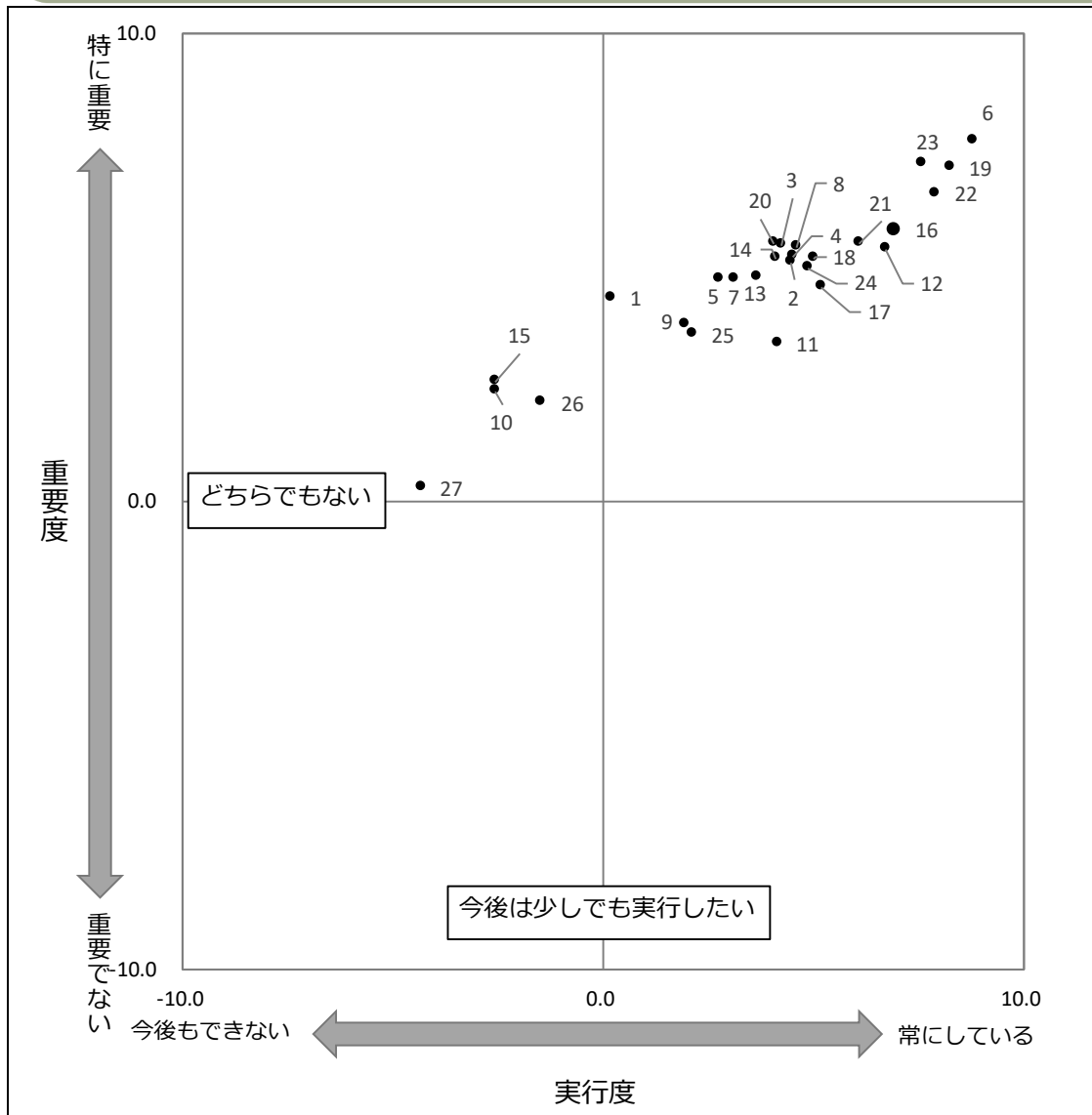
	項目	実行度	重要度
1	生ごみは自宅で処理または堆肥化する(生ごみの拠点回収を含む)	0.17	4.34
2	商店などでの過剰包装を断る	4.47	5.10
3	買い物袋を持参する(レジ袋を断る)	4.24	5.49
4	買い物で割り箸、スプーン、ストローなどを断る	4.52	5.24
5	使い捨て商品の購入を抑える	2.76	4.76
6	ごみ・資源物はきちんと分別する	8.78	7.71
7	地域のリサイクル活動へ参加・協力する	3.12	4.74
8	トレーや牛乳パック等の回収に協力する	4.59	5.45
9	できるだけリサイクル商品を購入する	1.94	3.78
10	自動車の使用を控える	-2.56	2.34
11	庭やベランダなどを緑化する	4.12	3.36
12	テレビや蛍光灯はこまめに消す	6.72	5.40
13	電化製品を使用しないときはコンセントを抜いたり、主電源を切る	3.63	4.77
14	節水に心がける(風呂の残り湯や雨水の活用)	4.09	5.17
15	太陽熱温水器や太陽光発電を使用している	-2.55	2.57
16	冷暖房を使用する際、設定温度に気を配る	6.96	5.80
17	食料品は地産地消に心がける	5.17	4.60
18	省エネルギー型の家電製品を購入する	5.00	5.21
19	調理くずや食べ残し、使用済みの食用油を流しに流さない	8.24	7.13
20	環境にやさしい洗剤を使用する	4.08	5.52
21	家の周囲を定期的に掃除する	6.10	5.51
22	外出時にはごみを持ち帰る	7.90	6.58



▼図表 2-12 環境にやさしい日常の行動 (2)

項目	実行度	重要度
2 マナーを守ってペットを飼う (ふんを始末する、犬を放し飼い 3 にしない等)	7.58	7.21
24 町内会などの環境美化活動に積極的に参加する	4.84	5.00
25 家族や友人等と環境問題について話をする	2.11	3.56
26 環境保全団体に会員として参加したり、寄付を行ったりしている	-1.47	2.10
27 環境家計簿をつけている	-4.35	0.29
平均	3.71	4.77

### 実行度・重要度分布図



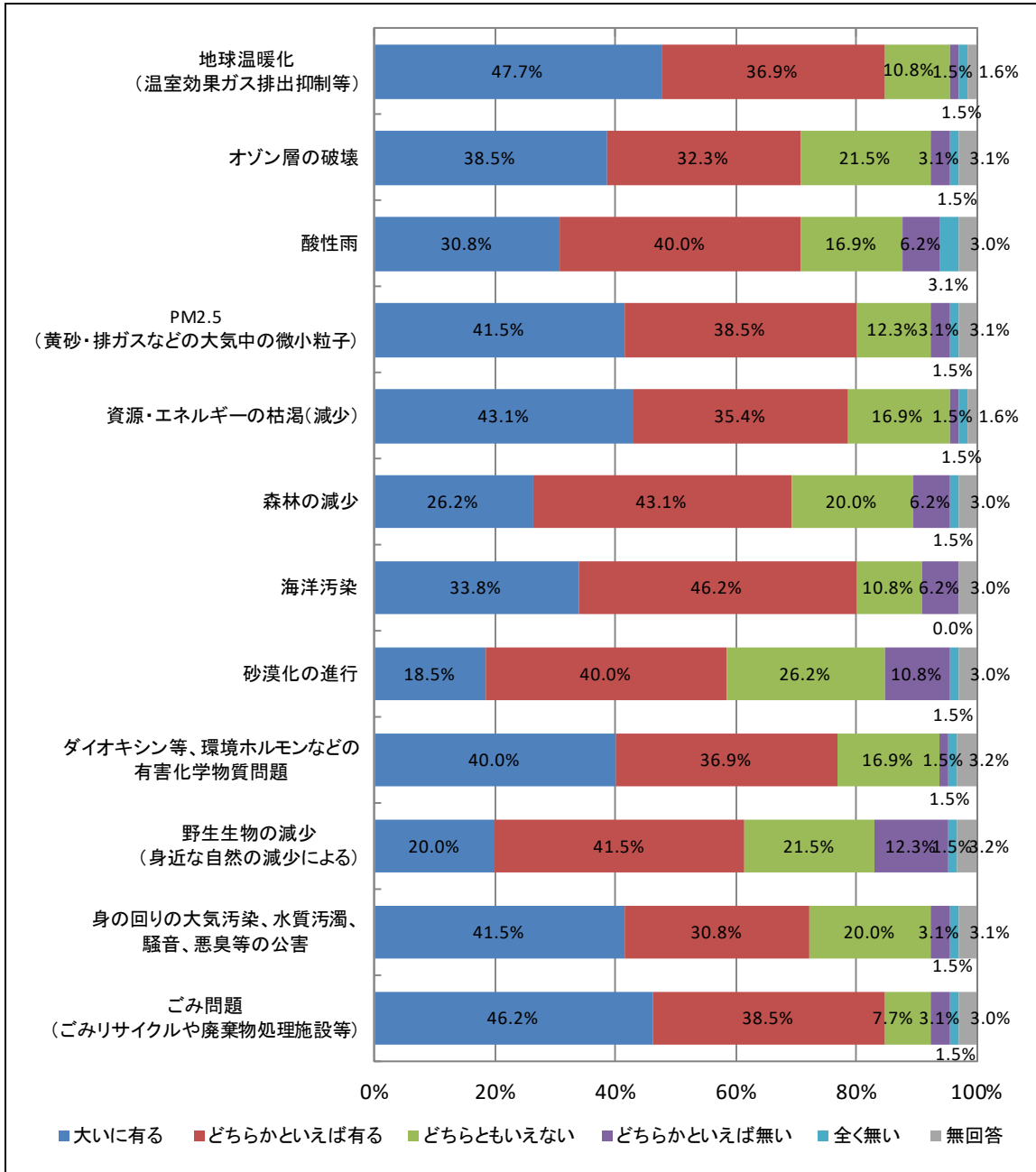
注) アンケートの 27 項目について回答者の実行度(「常にしている」10 点、「時々している」5 点、「今後は少しでも実行したい」0 点、「今後もしできない」-10 点)と重要度(「特に重要」10 点、「重要」5 点、「どちらでもない」0 点、「重要でない」-10 点)を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出、図化した。

## 2 事業者アンケート

### 2-1 環境問題への関心

アンケートの結果、環境問題への関心が「大いに有る」、「どちらかといえば有る」の合計が80%以上あるのは、「地球温暖化」、「PM2.5」、「海洋汚染」などの地球規模の問題や「ごみ問題」などの身近な問題が高い状況となっています。

▼図表 2-13 環境問題への関心度



## 2-2 満足度と環境の変化

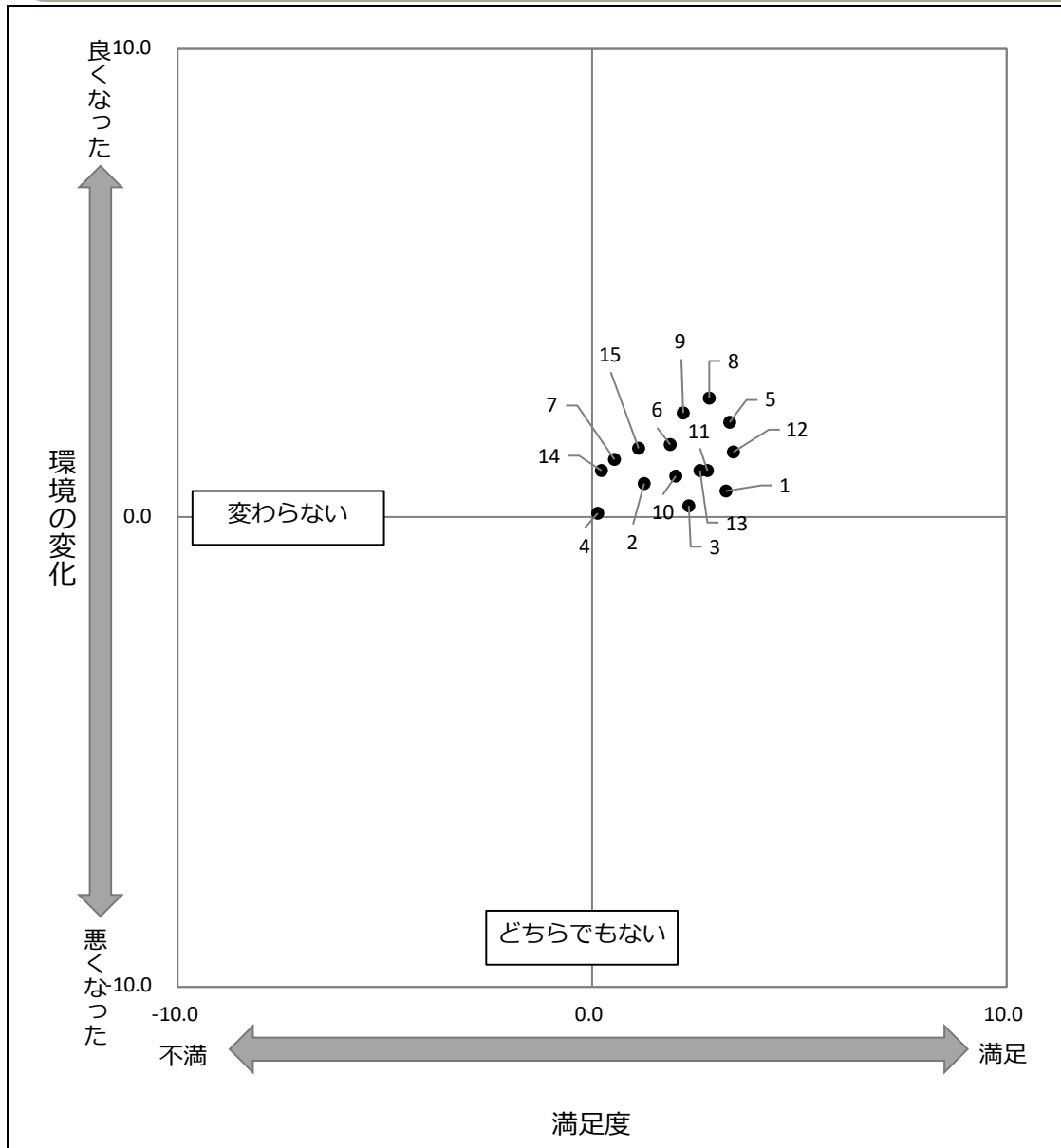
環境に関する各項目の満足度及び環境の変化について、平均値の分布図を示します。満足度及び環境の変化については、それぞれ平均点が 2.00 点、1.20 点と全体的に肯定的な回答となっていました。

一方で、回答のうち、満足度が低い項目は、「2. 川など水辺のきれいさ」、「4. 事業所や近隣等からのにおい」、「14. 環境に対する市民の意識、マナー」となっていることから改善の余地がある項目となっています。

▼図表 2-14 満足度と環境の変化

項目	満足度	変化
1 空気のきれいさ（空気が汚れていない）	3.25	0.57
2 川など水辺のきれいさ（河川等が汚れていない）	1.25	0.74
3 身の回りの静けさ（騒音や振動があまりなく静かである）	2.34	0.25
4 事業所や近隣等からのにおい（悪臭）	0.16	0.08
5 事業所から発生するごみの収集・処理体制	3.33	2.05
9 まちのきれいさ（ごみや空き缶などが捨てられていない）	1.90	1.56
7 山や河川、海など自然のきれいさ（ごみが不法投棄されていないなど）	0.56	1.23
8 資源リサイクル活動・省エネ活動	2.86	2.54
9 公園や広場の整備状況	2.22	2.21
10 歴史的な建築物等の豊かさ（史跡などの保存状況）	2.03	0.90
11 景色の美しさ（良好な景観の保全）	2.78	0.98
12 自然環境の豊かさ（森林、河川などの緑地の確保）	3.41	1.39
13 緑地の豊かさ（街路樹や雑木林などの緑地の確保）	2.62	0.98
14 環境に対する市民の意識、マナー	0.24	0.98
15 環境問題に対する行政の取組姿勢	1.11	1.48
平均	2.00	1.20

## 満足度・環境の変化分布図



注) アンケートの15項目について回答者の満足度(「満足」10点、「どちらかという満足」5点、「どちらでもない」0点、「やや不満」-5点、「不満」-10点)と環境の変化(「良くなった」10点、「やや良くなった」5点、「変わらない」0点、「やや悪くなった」-5点、「悪くなった」-10点)を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出、図化した。

## 2-3 環境行政への評価

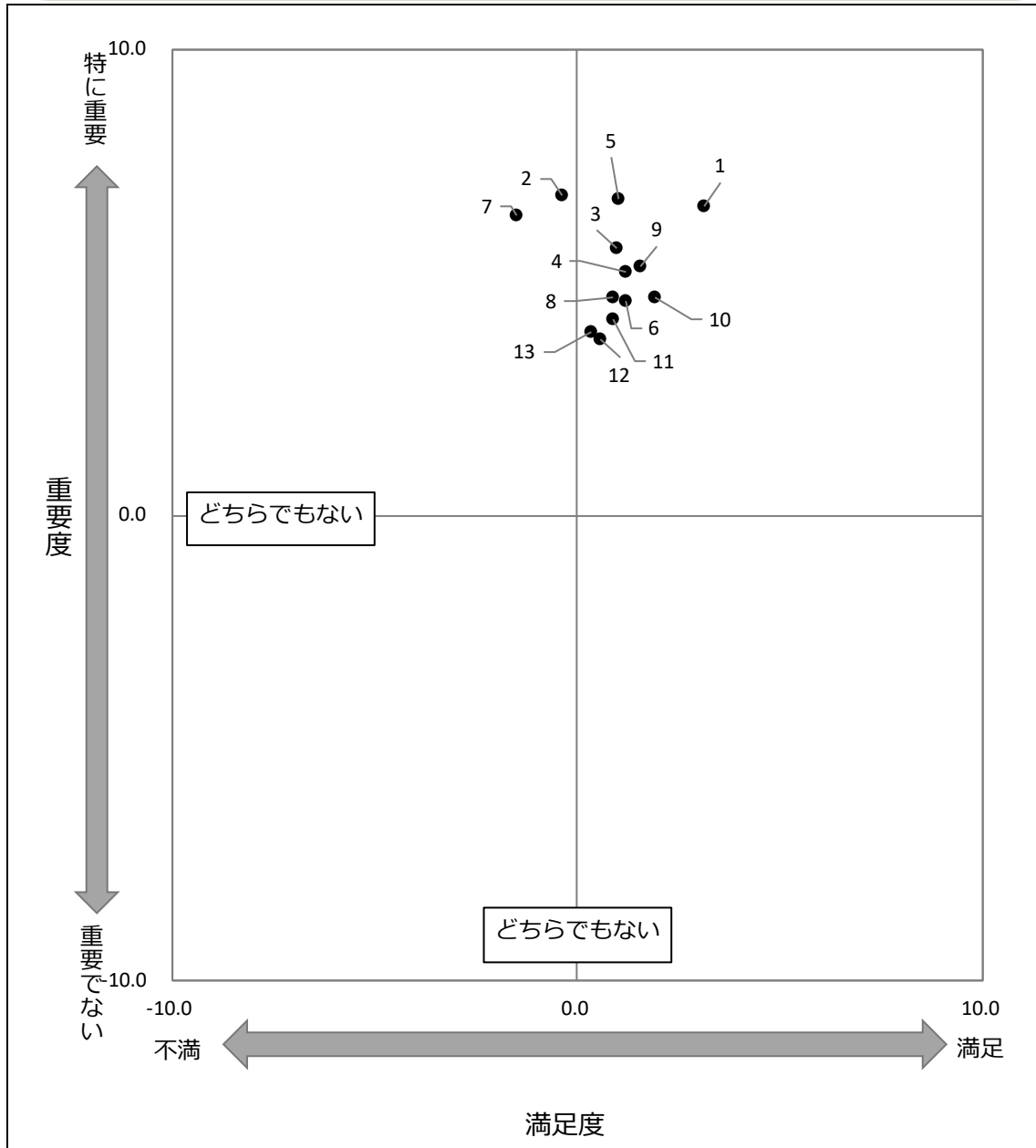
環境行政への評価としては、「2.ごみの不法投棄」、「7.悪臭のない環境づくり」を除いた項目の満足度が高くなっています。

一方で、重要度の観点では、満足度の低い2、7が高くなっているため、満足度を向上させる施策を展開する必要があると考えられます。

▼図表 2-15 環境行政への評価

項目	満足度	重要度
1 ごみ処理施設の整備・運営	3.13	6.61
2 ごみの不法投棄対策	-0.40	6.85
3 清潔な環境の確保（地域の環境美化・清掃活動）	0.95	5.73
4 大気汚染対策（空気をきれいに）	1.19	5.24
5 水質浄化対策（水をきれいに）	1.03	6.77
6 静かな環境づくり（騒音・振動の少ない環境）	1.19	4.60
7 悪臭のない環境づくり	-1.48	6.45
8 身近な緑地、公園の整備	0.87	4.68
9 豊かな自然環境の保全（森林や川、海岸の保全）	1.56	5.32
10 良好な景観・史跡の保全	1.90	4.68
11 環境学習の推進、環境関連情報の提供	0.87	4.19
12 環境に関する市民参加型イベントの開催	0.56	3.79
13 環境保全のための組織づくりや支援	0.32	3.93
平均	0.90	5.19

## 満足度・重要度分布図（事業者）



注) アンケートの13項目について回答者の満足度（「満足」10点、「どちらかという満足」5点、「どちらでもない」0点、「やや不満」-5点、「不満」-10点）と重要度（「特に重要」10点、「重要」5点、「どちらでもない」0点、「重要でない」-10点）を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出、図化した。

## 2-4 環境にやさしい日常の行動

環境にやさしい日常の行動としては、「4. 用紙の節約に努めている」、「6. ごみ・資源物はきちんと分別する」、「12. 事業所の電化製品、蛍光灯はこまめに消す」、「16. 冷暖房を使用する際、設定温度に気を配る」など資源やエネルギーに関する項目、「19. 食品残さ、使用済油を下水等に流さない」、「20. 事業所で使用する薬品・洗剤などは環境への負荷の少ないものを使用する」、「21. 事業所の周囲を定期的に掃除する」など自然や生活環境の保全につながる項目は実行度・満足度が高い状況となっています。

一方で、実行度が低い「3. マイバック制度を推進する(レジ袋の廃止、バック持参者へのポイント付加、値引等)」、「7. 地域のリサイクル活動へ参加・協力する」、「13. 電化製品を使用しないときはコンセントを抜いたり、主電源を切る」については、重要度が高くなっているため、実行度を向上する施策を展開する必要があると考えられます。

▼図表 2-16 環境にやさしい日常の行動(1)

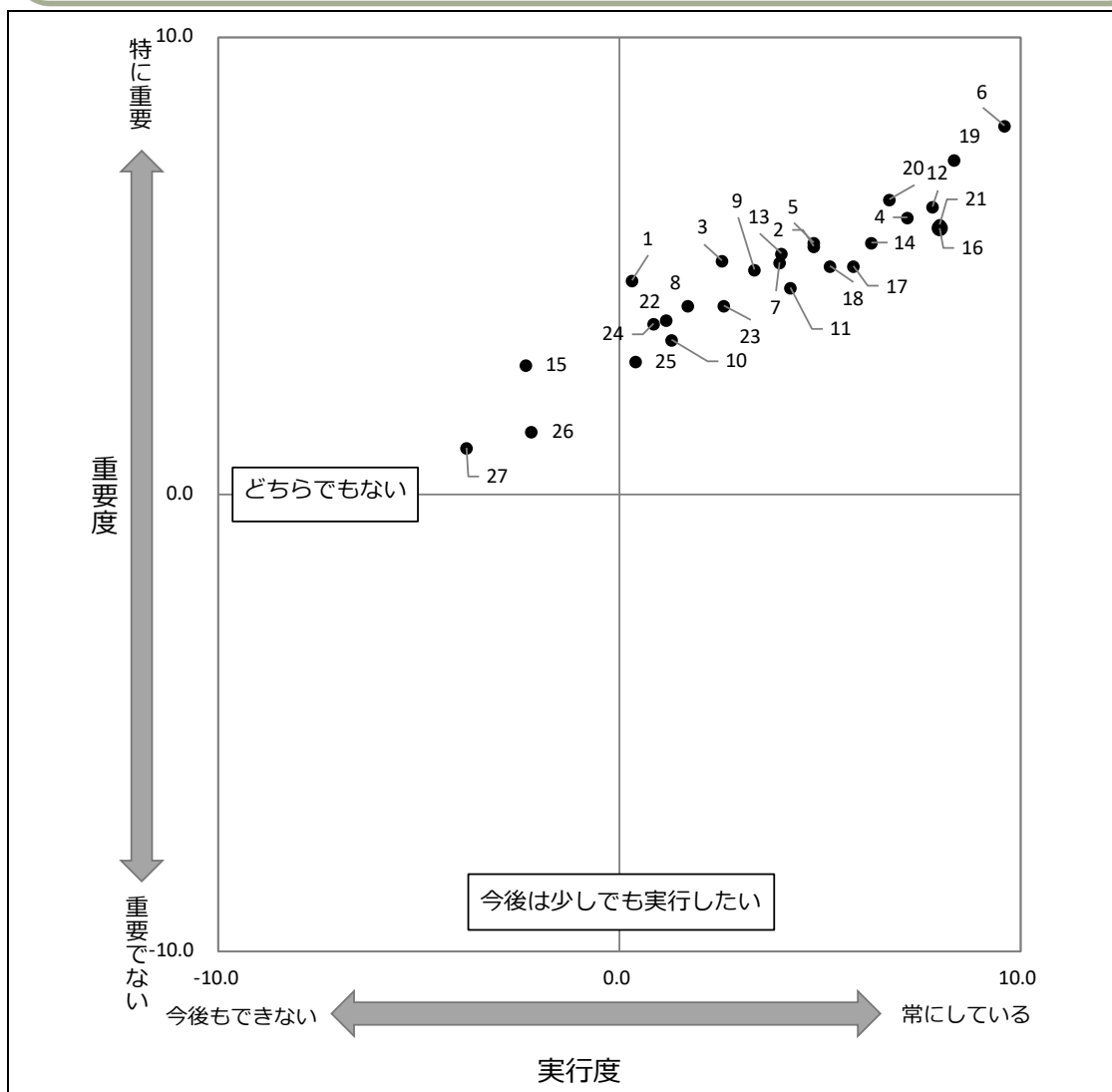
項目	実行度	重要度
1 生ごみは発生元で処理または堆肥化する	0.32	4.68
2 製品に係る過剰包装を抑える	4.84	5.40
3 マイバック制度を推進する(レジ袋の廃止、バック持参者へのポイント付加、値引等)	2.58	5.08
4 用紙の節約に努めている。(裏面利用、両面印刷、ペーパーレス)	7.19	6.05
5 使い捨て商品の購入を抑える	4.84	5.49
6 ごみ・資源物はきちんと分別する	9.61	8.06
7 地域のリサイクル活動へ参加・協力する	3.98	5.08
8 店頭などで資源物(トレーや牛乳パック等)の回収を行う。	1.72	4.10
9 リサイクル商品を製造・導入する	3.39	4.92
10 エコカー(電気自動車・ハイブリッド車等)を導入している	1.31	3.39
11 事業所内及び周辺環境などを緑化する	4.27	4.52
12 事業所の電化製品、蛍光灯はこまめに消す	7.82	6.29
13 電化製品を使用しないときはコンセントを抜いたり、主電源を切る	4.03	5.24
14 事業活動での節水に心がける	6.29	5.48
15 太陽熱温水器や太陽光発電を使用している	-2.34	2.82
16 冷暖房を使用する際、設定温度に気を配る	7.98	5.81
17 食料品の仕入・購入は地産地消に心がける	5.86	5.00
18 省エネルギー型の電化製品を購入する	5.24	5.00
19 食品残さ、使用済油を下水等に流さない	8.33	7.30
20 事業所で使用する薬品・洗剤などは環境への負荷の少ないものを使用する	6.75	6.45



▼図表 2-16 環境にやさしい日常の行動(2)

項目	実行度	重要度
21 事業所の周囲を定期的に掃除する	8.02	5.89
22 公園や観光地などのボランティア清掃を自らの事業所で行う	1.19	3.79
23 地域の環境美化活動に積極的に参加する	2.62	4.11
24 他の事業者と環境問題について連携する	0.87	3.71
25 環境保全団体に会員として参加したり、寄付を行ったりしている	0.40	2.90
26 環境に対する報告書(CSR)を作成、公表している	-2.18	1.37
27 ISO14001 などを取得する	-3.81	1.02
平均	3.75	4.78

### 実行度・重要度分布図



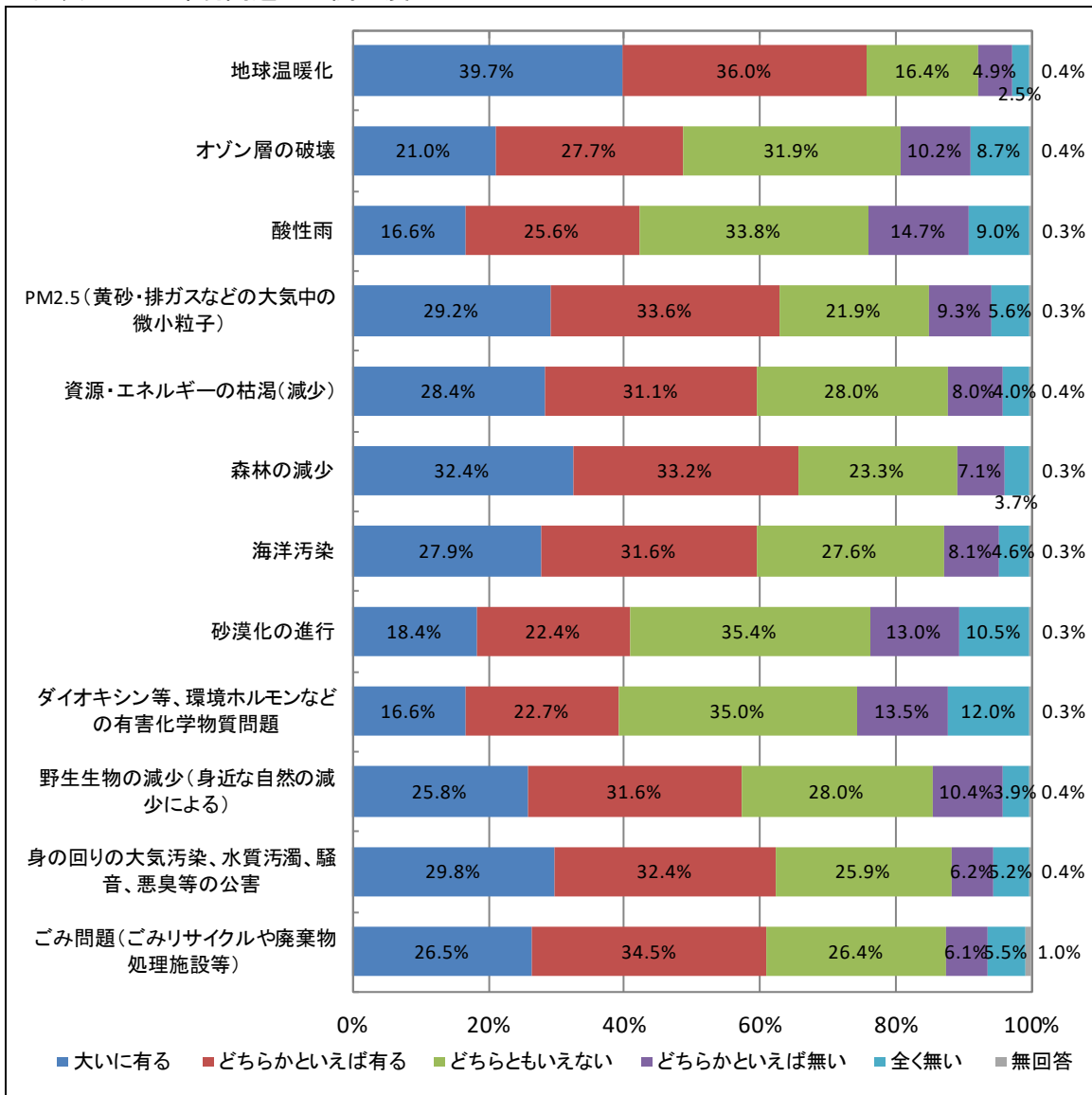
注) アンケートの27項目について回答者の実行度(「常にしている」10点、「時々している」5点、「今後は少しでも実行したい」0点、「今後できない」-10点)と重要度(「特に重要」10点、「重要」5点、「どちらでもない」0点、「重要でない」-10点)を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出、図化した。

### 3 中高生アンケート

#### 3-1 環境問題への関心度

アンケートの結果、環境問題への関心が市民や事業者と比べ「大いに有る」、「どちらかと言えば有る」の合計が低い状況となっています。最も関心が高い項目は「地球温暖化」の75.7%となっています。

▼図表 2-17 環境問題への関心度



### 3-2 満足度と環境の変化

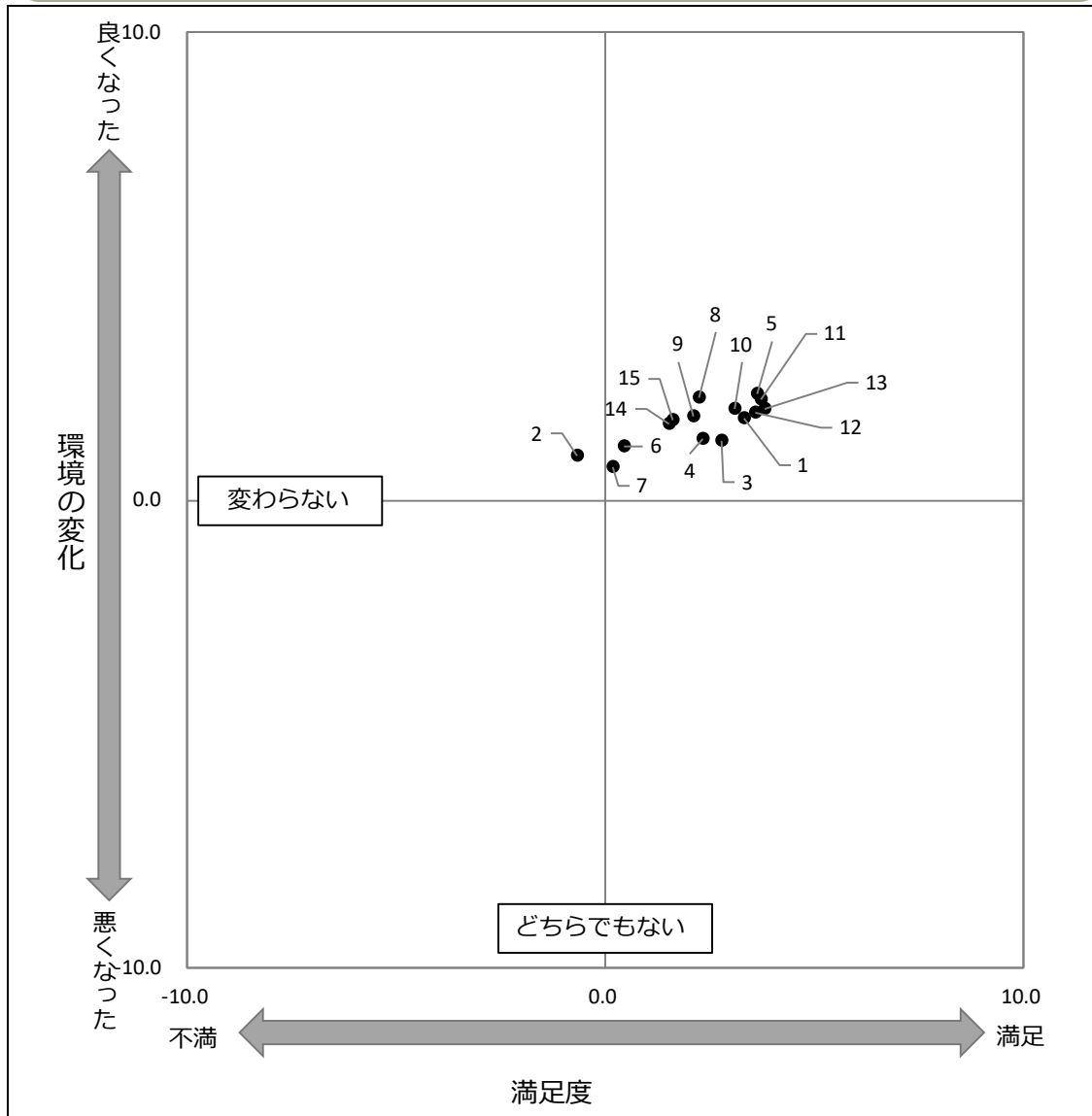
環境に関する各項目の満足度及び環境の変化について、平均値の分布図を示します。満足度及び環境の変化については、それぞれ平均点が 2.25 点、1.65 点と全体的に肯定的な回答となっていました。

一方で、回答のうち、満足度が低い項目は、「2. 川など水辺のきれいさ」、「6. まちのきれいさ」、「7. 山や河川、海など自然のきれいさ」となっていることから改善の余地がある項目となっています。

▼図表 2-18 満足度と環境の変化

項目	満足度	変化
1 空気のきれいさ（空気が汚れていない）	3.32	1.77
2 川など水辺のきれいさ（河川等が汚れていない）	-0.66	0.94
3 身の回りの静けさ（騒音や振動があまりなく静かである）	2.77	1.26
4 事業所等や近隣からのにおい（悪臭）	2.34	1.32
5 ごみの収集・処理体制	3.65	2.27
6 まちのきれいさ（ごみや空き缶などが捨てられていない）	0.46	1.18
7 山や河川、海など自然のきれいさ（ごみが不法投棄されていないなど）	0.19	0.73
8 資源リサイクル活動・省エネ活動	2.24	2.19
9 公園や広場の整備状況	2.12	1.81
10 歴史的な建築物等の豊かさ（史跡などの保存状況）	3.07	1.95
11 景色の美しさ（良好な景観の保全）	3.71	2.15
12 自然環境の豊かさ（森林、河川などの緑地の確保）	3.61	1.87
13 緑地の豊かさ（街路樹や雑木林などの緑地の確保）	3.81	1.95
14 環境に対する市民の意識、マナー	1.51	1.64
15 環境問題に対する行政の取組姿勢	1.60	1.73
平均	2.25	1.65

## 満足度・環境の変化分布図



注) アンケートの15項目について回答者の満足度(「満足」10点、「どちらかという満足」5点、「どちらでもない」0点、「やや不満」-5点、「不満」-10点)と環境の変化(「良くなった」10点、「やや良くなった」5点、「変わらない」0点、「やや悪くなった」-5点、「悪くなった」-10点)を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出、図化した。

## 第3節 現状と課題

### 1 生活環境

#### 1-1 大気

本市には鹿児島県の鹿屋測定局（鹿屋市新栄町 649 番地）が設置されており、大気汚染防止法に基づき、経年的に大気質調査が行われています。大気汚染に係る環境基準\*の測定結果では、二酸化硫黄、光化学オキシダント\*、PM2.5（微小粒子状物質）の3項目が環境基準を達成できていません。主な要因としては、桜島の火山灰や大陸からの影響が考えられています。

▼図表 2-19 大気環境調査結果（鹿屋測定局）

#### 【二酸化硫黄】

年度	年平均値 (ppm)	一時間値が 0.1ppmを 超えた時間数		1日平均値が 0.04ppmを 超えた日数		1時間値 の最高値 (ppm)	1日平均 値の2% 除外値 (ppm)	1日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準 の長期的 評価
		時間 数	割合 (%)	時間 数	割合 (%)				
H25	0.003	5	0.1	0	0	0.151	0.024	無	達成
H26	0.006	55	0.6	9	2.5	0.172	0.044	有	非達成
H27	0.002	0	0	0	0	0.048	0.006	無	達成
H28	0.001	0	0	0	0	0.031	0.004	無	達成
H29	0.003	2	0	0	0	0.162	0.02	無	達成

出典：鹿児島県「平成 29 年度大気・騒音調査結果」

#### 【二酸化窒素】

年度	1時間値		日平均値の98%値 (ppm)	環境基準の 長期的評価
	年平均値(ppm)	最高値(ppm)		
H25	0.005	0.027	0.01	達成
H26	0.004	0.021	0.008	達成
H27	0.004	0.017	0.006	達成
H28	0.003	0.019	0.007	達成
H29	0.003	0.017	0.006	達成

出典：鹿児島県「平成 29 年度大気・騒音調査結果」

【浮遊粒子状物質】

年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超 えた時間数		1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超 えた日数		1時間値 の最高 値 (mg/m <sup>3</sup> )	1日平均 値の2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準 の長期的 評価
		時間数	割合 (%)	日数	割合 (%)				
H25	0.027	1	0	0	0	0.205	0.065	無	達成
H26	0.029	2	0	0	0	0.227	0.057	無	達成
H27	0.022	0	0	0	0	0.189	0.045	無	達成
H28	0.026	1	0	0	0	0.236	0.053	無	達成
H29	0.020	1	0	0	0	0.301	0.048	無	達成

出典：鹿児島県「平成29年度大気・騒音調査結果」

【光化学オキシダント】

年度	昼間の1時間値の最 高値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超過した日 数及び時間数		環境基準評価
		日数	時間数	
H25	0.089	54	299	非達成
H26	0.097	44	297	非達成
H27	0.090	20	119	非達成
H28	0.096	80	481	非達成
H29	0.111	68	502	非達成

出典：鹿児島県「平成29年度大気・騒音調査結果」

【PM2.5（浮遊粒子状物質）】

年度	1年平均値	1日平均値の98 パーセント値	1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> を超えた 日数	測定日数 (日)	環境基準評価
	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)		
H25	17.8	43	25	365	非達成
H26	18.5	42	27	365	非達成
H27	15.6	33.4	6	366	非達成
H28	14.8	31.8	1	364	達成
H29	16.1	34.2	6	358	非達成

出典：鹿児島県「平成29年度大気・騒音調査結果」

【有害大気汚染物質 年平均値】

年度	ベンゼン	トリクロロフェン	テトラクロロフェン	ジクロロメタン
	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
H25	0.63	0.21	0.024	0.8
H26	0.52	0.014	0.023	0.71
H27	0.7	0.028	0.025	0.71
H28	0.47	0.021	0.016	0.57
H29	0.58	0.0094	0.028	0.81
環境基準	3 以下	200 以下	200 以下	150 以下

出典：鹿児島県「平成 29 年度大気・騒音調査結果」

<課題>

- 光化学オキシダント及びPM2.5については、鹿児島県と協力した取り組みを行うとともに、注意報発令時には、市民、事業者への情報提供を徹底する必要があります。



## 1-2 水質

本市には一級河川の肝属川とその支流である串良川や始良川などが、鹿屋地域西部には高須川などが、輝北地域には菱田川水系の大鳥川などが流れています。

特に肝属川は市内の中心部を流れていることから、市内の店舗や工場から排出される事業所排水や一般家庭から発生する生活排水のほとんどが、肝属川に流入しています。

▼図表 2-20 河川の水質測定結果 (1)

河川	調査地点	類型	測定項目	H26	H27	H28	H29	H30
肝属川	河原田橋	B	pH	7.1	7.2	7.1	7.2	7.1
			DO(mg/L)	7.8	8.0	8.1	8.0	7.9
			BOD(mg/L)	2.7	2.5	3.3	2.8	2.8
			SS(mg/L)	5.0	5.0	4.0	4.0	4.8
	大久保橋	B	pH	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0
			DO(mg/L)	9.4	9.4	9.5	9.6	9.4
			BOD(mg/L)	0.9	1.1	1.1	1.2	0.9
			SS(mg/L)	1.3	1.2	1.3	1.1	1.2
	樋渡橋	B	pH	6.9	7.0	7.1	7.1	7.0
			DO(mg/L)	9.1	9.3	9.2	9.2	9.1
			BOD(mg/L)	1.1	1.2	1.2	1.9	1.1
			SS(mg/L)	2.8	2.8	2.3	2.2	2.5
	王子橋	B	pH	7.0	7.1	7.1	7.0	7.1
			DO(mg/L)	8.9	8.9	8.8	8.6	9.0
			BOD(mg/L)	1.3	1.9	2.9	2.7	1.3
			SS(mg/L)	2.8	4.1	3.3	4.7	3.3
	役所ノ下橋	B	pH	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1
			DO(mg/L)	9.2	9.4	9.6	9.3	9.3
			BOD(mg/L)	2.1	2.8	2.8	5.3	2.5
			SS(mg/L)	6.7	4.3	4.0	4.8	6.2
馬込橋	A	pH	7.1	7.2	7.1	7.2	7.0	
		DO(mg/L)	8.5	8.6	8.5	8.5	8.2	
		BOD(mg/L)	3.6	3.2	3.5	5.3	3.5	
		SS(mg/L)	6.8	5.5	7.1	6.3	10.3	

注) pH※(水素イオン濃度指数)：水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指数(1~14)で、単位はない

DO※(溶存酸素)：水に溶けている酸素のこと

BOD※(生物化学的酸素要求量)：水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解され、無機化、ガス化するとき必要とされる酸素量

SS※(浮遊物質または懸濁物質)：水中に懸濁している不溶性の粒子状物質のこと

環境基準※ A 類型：2mg/L 以下、B 類型：3mg/L

BOD※は75%値※

出典：鹿児島県「公共用水域の水質測定結果」  
市資料

▼図表 2-20 河川の水質測定結果 (2)

河川	調査地点	類型	測定項目	H26	H27	H28	H29	H30
肝属川	宮下橋	A	pH	7.13	7.17	7.15	7.18	7.08
			DO(mg/L)	8.36	8.63	8.38	8.70	8.56
			BOD(mg/L)	3.60	3.80	3.30	3.60	3.50
			SS(mg/L)	17.77	3.69	5.18	6.08	7.30
	永田橋	A	pH	7.14	7.18	7.11	7.23	7.12
			DO(mg/L)	8.61	8.65	8.56	8.80	8.54
			BOD(mg/L)	3.10	2.60	3.30	3.70	2.30
			SS(mg/L)	7.80	6.46	6.58	8.49	7.08
	池之園橋	A	pH	7.16	7.19	7.14	7.20	7.11
			DO(mg/L)	8.52	8.73	8.46	8.83	8.68
			BOD(mg/L)	3.10	2.50	4.00	4.00	1.70
			SS(mg/L)	7.19	6.39	6.77	6.28	5.94
大始良川	西南橋	A	pH	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0
			DO(mg/L)	9.0	9.1	8.8	9.0	9.0
			BOD(mg/L)	1.6	1.8	24.0	6.2	2.6
			SS(mg/L)	4.8	9.5	27.8	9.0	17.1
	永野田橋	A	pH	7.1	7.2	7.1	7.1	7.0
			DO(mg/L)	8.5	8.7	7.9	8.4	8.7
			BOD(mg/L)	3.0	2.8	6.0	8.3	2.5
			SS(mg/L)	8.3	6.8	9.5	8.0	13.7
下谷川	小屋敷橋	B	pH	7.2	7.1	7.4	7.3	7.4
			DO(mg/L)	8.6	8.9	8.8	9.2	8.9
			BOD(mg/L)	2.0	1.8	1.9	3.2	2.1
			SS(mg/L)	1.3	1.3	1.3	1.8	2.8
高須川	第一新里橋	A	pH	7.4	7.4	7.5	7.4	7.4
			DO(mg/L)	9.4	9.5	9.5	9.5	9.2
			BOD(mg/L)	0.8	1.8	1.3	2.2	1.0
			SS(mg/L)	1.7	1.8	2.0	1.6	1.3

注) pH(水素イオン濃度指数)：水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指数(1~14)で、単位はない  
 DO(溶存酸素)：水に溶けている酸素のこと  
 BOD(生物化学的酸素要求量)：水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量  
 SS(浮遊物質または懸濁物質)：水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質のこと  
 環境基準 A類型：2mg/L以下、B類型：3mg/L  
 BODは75%値

出典：市資料

▼図表 2-20 河川の水質測定結果 (3)

河川	調査地点	類型	測定項目	H26	H27	H28	H29	H30
高須川	岡留橋	A	pH	7.4	7.4	7.5	7.4	7.5
			DO(mg/L)	9.4	9.4	9.5	9.4	9.2
			BOD(mg/L)	0.8	1.1	1.4	2.1	1.4
			SS(mg/L)	2.7	3.0	3.0	1.7	3.8
串良川	谷田橋	A	pH	7.4	7.3	7.5	7.4	7.3
			DO(mg/L)	9.8	9.8	9.6	9.8	9.5
			BOD(mg/L)	1.3	1.2	1.5	2.1	1.0
			SS(mg/L)	3.8	3.8	3.3	9.2	4.3
	林田橋	A	pH	7.34	7.36	7.30	7.25	7.18
			DO(mg/L)	9.35	9.54	9.47	9.66	9.25
			BOD(mg/L)	1.20	1.40	1.70	2.10	1.40
			SS(mg/L)	6.16	4.54	4.27	5.73	5.92
	大塚原前橋	A	pH	7.17	7.23	7.17	7.23	7.12
			DO(mg/L)	9.16	9.33	9.33	9.58	9.08
			BOD(mg/L)	1.20	1.20	1.90	2.10	1.60
			SS(mg/L)	4.33	4.14	5.38	6.47	6.55
	堅田橋	A	pH	7.16	7.25	7.21	7.27	7.12
			DO(mg/L)	9.12	9.24	9.18	9.44	9.13
			BOD(mg/L)	1.50	1.40	2.00	2.60	1.70
			SS(mg/L)	6.09	5.26	5.69	7.88	6.29
甫木川	大橋	A	pH	7.22	7.26	7.23	7.24	7.10
			DO(mg/L)	8.18	8.40	8.24	8.51	8.44
			BOD(mg/L)	5.90	6.80	10.00	7.80	5.40
			SS(mg/L)	4.10	4.61	13.17	5.35	7.36
柳谷川	大堤橋	A	pH	7.00	7.16	7.01	7.11	7.03
			DO(mg/L)	7.49	8.30	7.86	7.75	8.68
			BOD(mg/L)	7.20	3.80	6.50	9.30	3.60
			SS(mg/L)	8.25	4.25	4.11	3.59	3.93

注) pH(水素イオン濃度指数) : 水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指数(1~14)で、単位はない

DO(溶存酸素) : 水に溶けている酸素のこと

BOD(生物化学的酸素要求量) : 水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解され、無機化、ガス化するとき必要とされる酸素量

SS(浮遊物質または懸濁物質) : 水中に懸濁している不溶性の粒子状物質のこと

環境基準 A 類型 : 2mg/L 以下、B 類型 : 3mg/L

BODは75%値

出典 : 市資料

▼図表 2-20 河川の水質測定結果 (4)

河川	調査地点	類型	測定項目	H26	H27	H28	H29	H30
堂籠川	竹下橋	A	pH	7.30	7.34	7.47	7.43	7.43
			DO(mg/L)	9.36	9.53	9.44	9.18	9.20
			BOD(mg/L)	0.90	1.00	1.40	1.30	0.94
			SS(mg/L)	2.35	4.02	9.58	19.30	6.76
大鳥川	下平房橋	A	pH	7.38	7.41	7.49	7.48	7.44
			DO(mg/L)	9.51	9.58	9.67	9.62	9.35
			BOD(mg/L)	1.30	1.70	1.90	1.90	1.40
			SS(mg/L)	4.21	4.40	4.51	7.59	5.45
梅ヶ渡川	古里橋	A	pH	7.39	7.43	7.53	7.43	7.49
			DO(mg/L)	9.23	9.33	9.26	9.22	9.17
			BOD(mg/L)	0.94	1.30	1.70	1.60	1.10
			SS(mg/L)	2.78	7.72	9.64	42.27	20.57
始良川	鶴峰橋	A	pH	7.37	7.43	7.47	7.43	7.32
			DO(mg/L)	9.53	9.53	9.63	9.57	9.43
			BOD(mg/L)	0.68	0.91	1.20	1.50	1.00
			SS(mg/L)	1.42	4.53	1.95	2.23	2.14
	古市橋	A	pH	7.27	7.36	7.40	7.39	7.26
			DO(mg/L)	9.23	9.53	9.37	9.46	9.11
			BOD(mg/L)	0.83	1.10	1.30	1.30	1.10
			SS(mg/L)	2.17	2.98	2.13	4.83	3.93

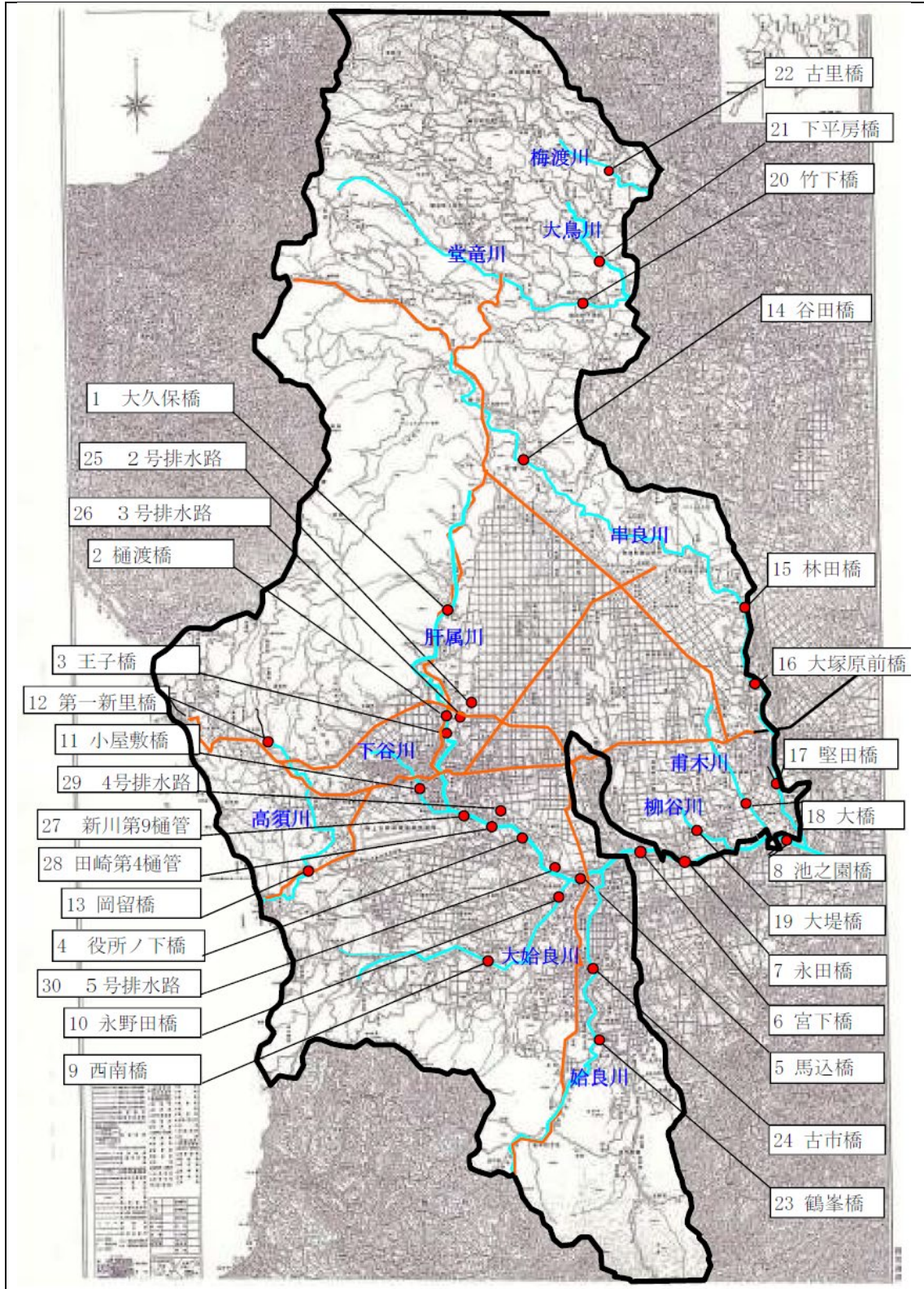
注) pH(水素イオン濃度指数)：水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指数(1~14)で、単位はない  
 DO(溶存酸素)：水に溶けている酸素のこと  
 BOD(生物化学的酸素要求量)：水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要な酸素量  
 SS(浮遊物質または懸濁物質)：水中に懸濁している不溶性の粒子状物質のこと  
 環境基準 A 類型：2mg/L 以下、B 類型：3mg/L  
 BODは75%値

出典：市資料

<課題>

- 肝属川や支流の串良川、始良川をはじめ、高須川、大鳥川などが流れており、それら川沿いの水田や畑地、海などにも影響を与えることから、河川に流入するすべての水質に配慮しつつ、引き続き測定、監視を続ける必要があります。
- 特に肝属川水系においては、一般家庭から排出される生活排水や、店舗・工場等から排出される事業系排水に加え、家畜排せつ物の流入による水質汚濁対策を引き続き進めていく必要があります。

▼図表 2-21 水質調査地点



注) 公共用水域以外の調査地点を含む。

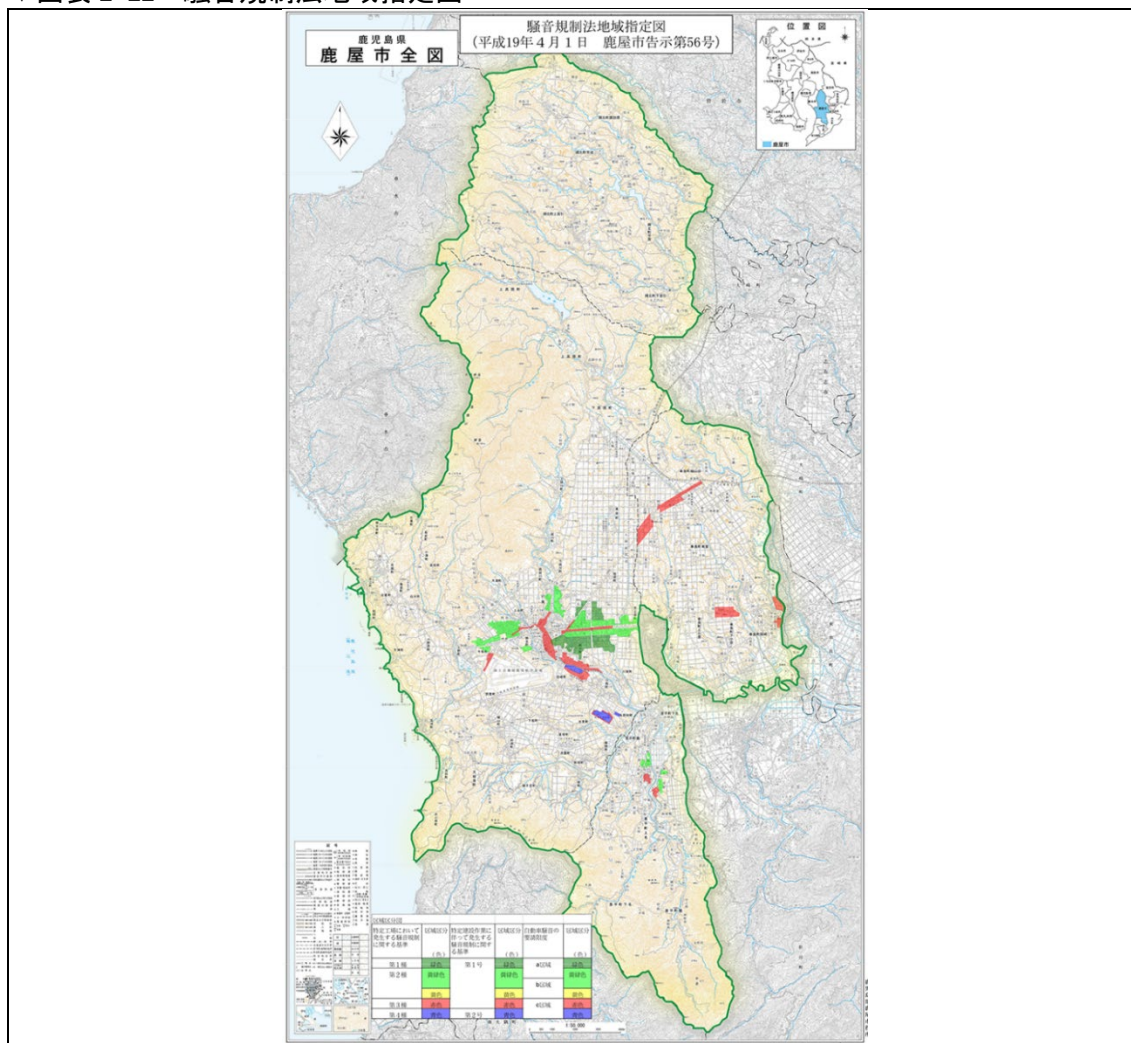
出典：市資料

### 1-3 騒音・振動

#### (1) 騒音

本市では、一般環境 11 カ所、交通環境 2 カ所、飛行場周辺 6 カ所について毎年騒音測定を実施しています。平成 30（2018）年度の測定結果では、いずれの地点も基準を満たしています。

▼図表 2-22 騒音規制法地域指定図



出典：市資料

▼図表 2-23 騒音測定結果（平成 30 年度）

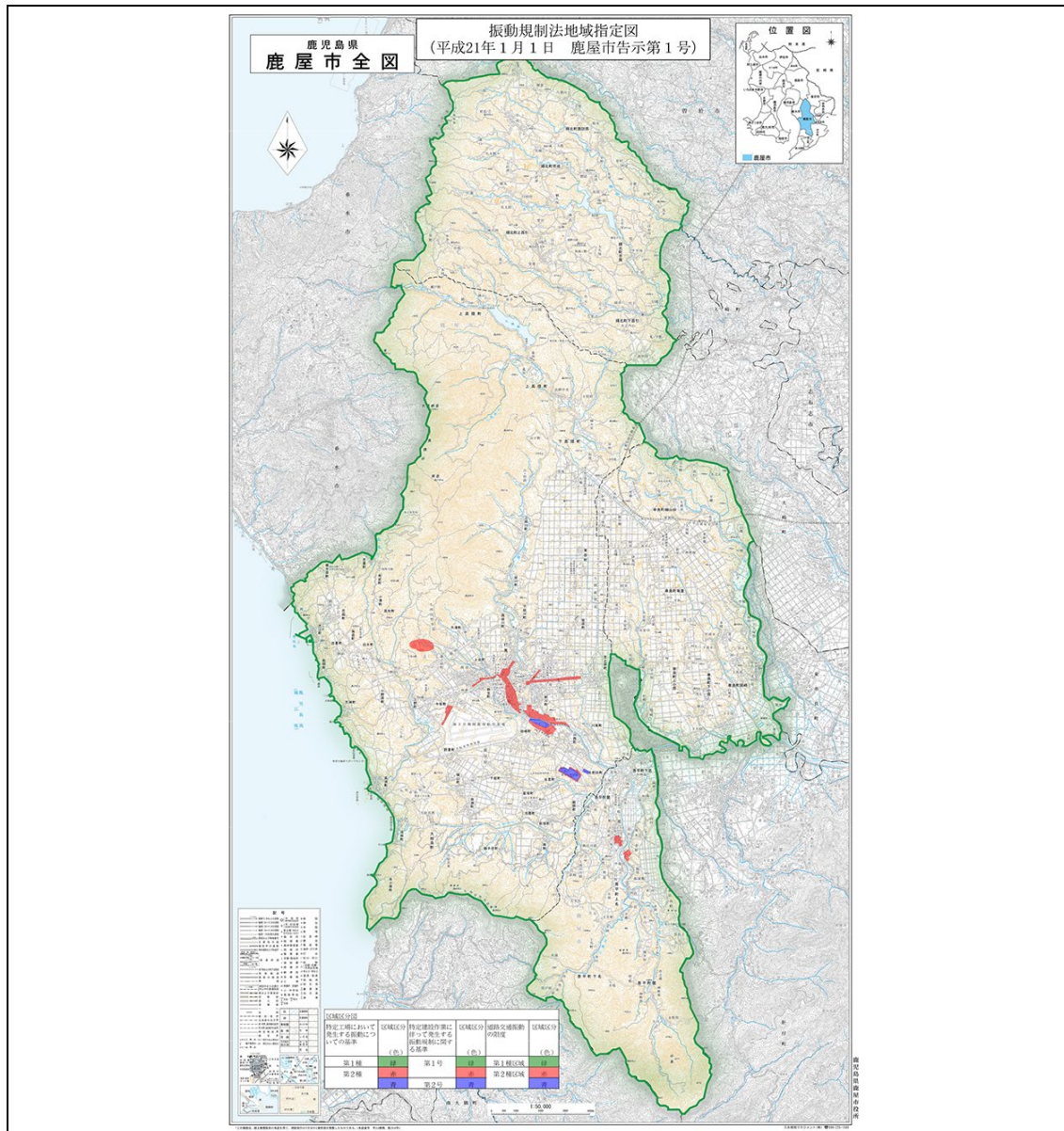
項目		昼（6：00-22：00）	夜（22：00-6：00）	環境基準
一般環境		49.1～56.2 dB	39.4～46.0 dB	昼：55～60 dB 以下 夜：45～50 dB 以下
自動車騒音	鹿屋運動公園前	67.6 dB	64.1 dB	昼：75 dB 以下 夜：70 dB 以下
	鹿屋警察署前	68.0 dB	64.5 dB	昼：75 dB 以下 夜：70 dB 以下
航空機騒音		63.9～70.0 WECPNL		70～75 WECPNL 以下

WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル。騒音が持つ「エネルギーの大きさ」を推計値で示すことにより評価

## (2) 振動

本市では、交通環境 2 カ所について毎年振動測定を実施しています。平成 30 (2018) 年度の測定結果をみると、いずれの地点も基準を満たしています。

▼図表 2-24 振動規制法地域指定図



出典：市資料

▼図表 2-25 自動車振動測定結果 (平成 30 年度)

項目		昼 (6:00-22:00)	夜 (22:00-6:00)	規制値
自動車振動	鹿屋運動公園前	47.6 dB	41.2 dB	昼 : 65 dB 以下 夜 : 60 dB 以下
	鹿屋警察署前	48.5 dB	44.6 dB	昼 : 70 dB 以下 夜 : 65 dB 以下

<課題>

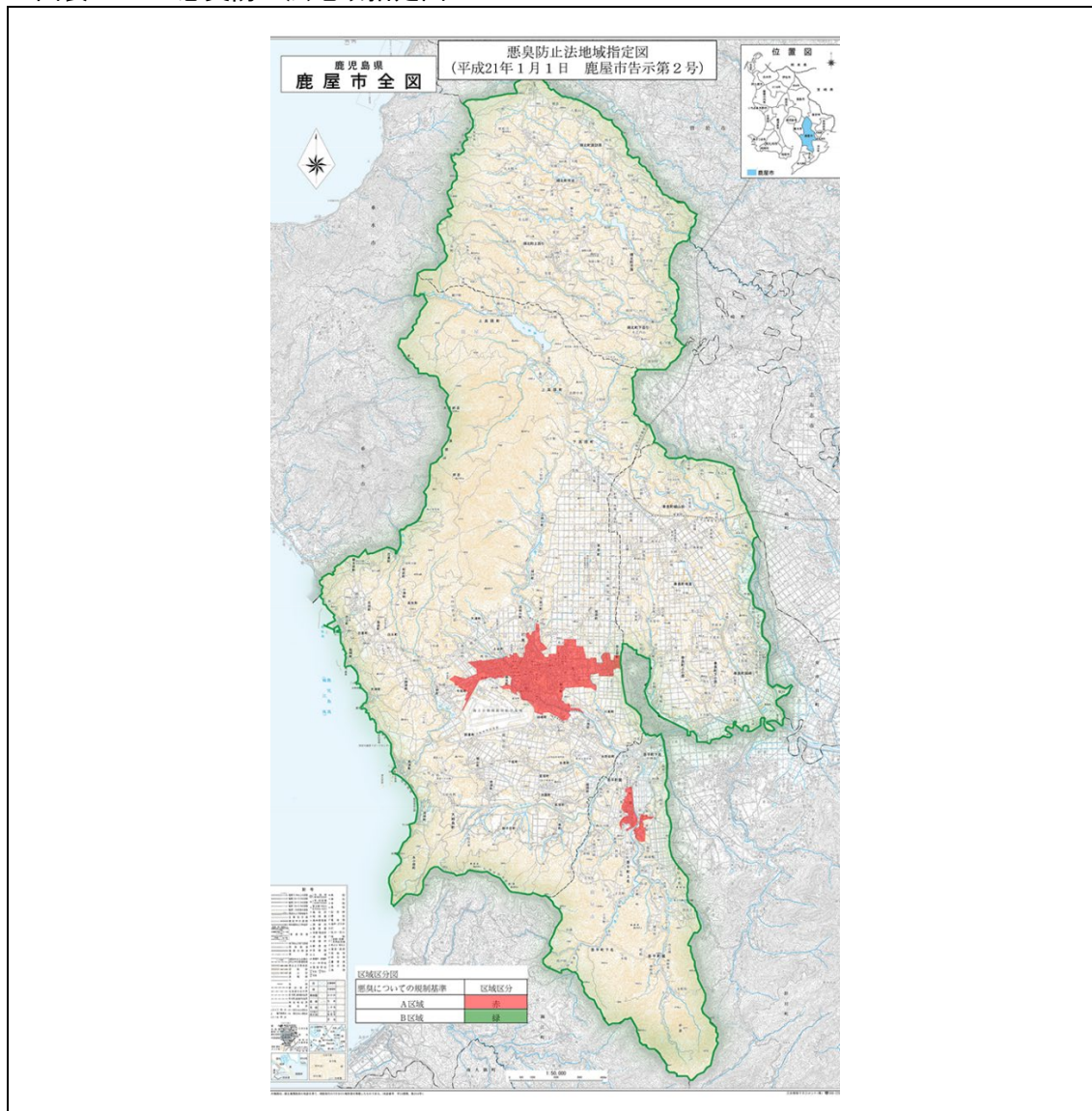
- 騒音・振動に関する苦情に対しては、「騒音規制法」、「振動規制法」の適正な運用を図るとともに、生活マナーの向上のための意識啓発を実施する必要があります。

#### 1-4 悪臭

市内の事業者においては、特定悪臭物質\*22 物質について、毎年測定が行われています。

平成 30 (2018) 年度の測定結果では、対象の 3 事業所すべてが悪臭防止法で規制される悪臭物質 (22 物質) の基準を満たしています。

▼図表 2-26 悪臭防止法地域指定図





<課題>

- 悪臭対策については、悪臭防止法などの法令に基づき、関係機関と連携した取り組みが必要です。
- 畜産関係の悪臭対策については、今後も農業従事者に意識啓発を継続して行っていきます。

## 1-5 化学物質

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量や、廃棄物に含まれた状態で事業所外へ移動する量を把握・集計し、公表する仕組みとしてPRTR制度\*が導入されています。（コラム参照）

本市においては、平成29年度21事業所が鹿児島県への届出を行っています。

ダイオキシン類については、河川や地下水、大気の調査を行っており、いずれの場所についても環境基準を満たしています。

<課題>

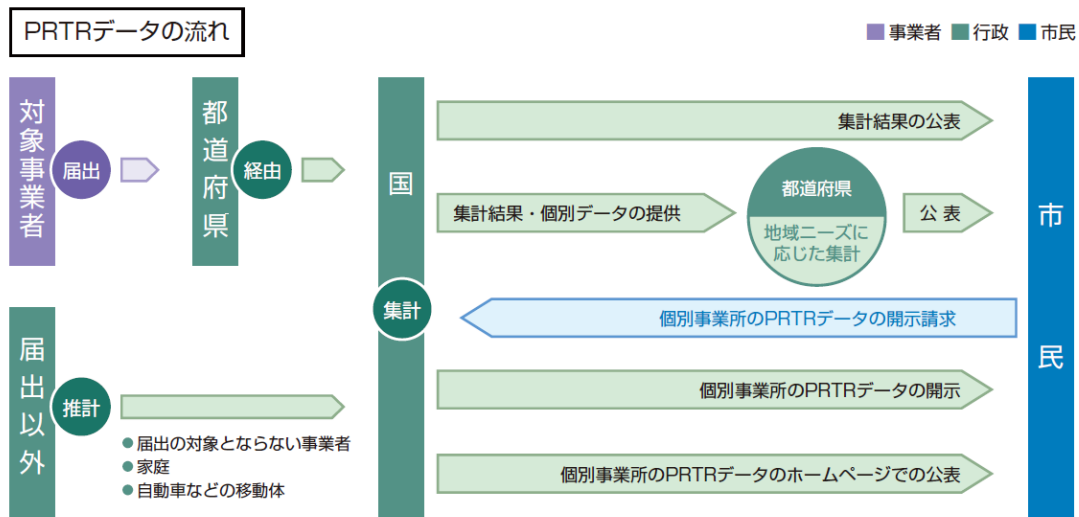
- ダイオキシン類について引き続き監視を行うとともに、PCB 廃棄物やアスベスト\*については、適切な情報提供を通じて適正処理を促進するための意識啓発を図る必要があります。

## コラム : PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質排出移動量届出制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の一つとして、PRTR 制度が設けられています。PRTR 制度は、これまで市民がほとんど目にする事のなかった化学物質の排出・移動に関する情報を国が 1 年ごとに集計し、公表する制度です。

国がデータを集計・公表するためには、対象となる事業者が、環境中に排出した化学物質の量(排出量)や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量(移動量)を自ら把握し、年に 1 回国に届け出ることから始まります。

国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。

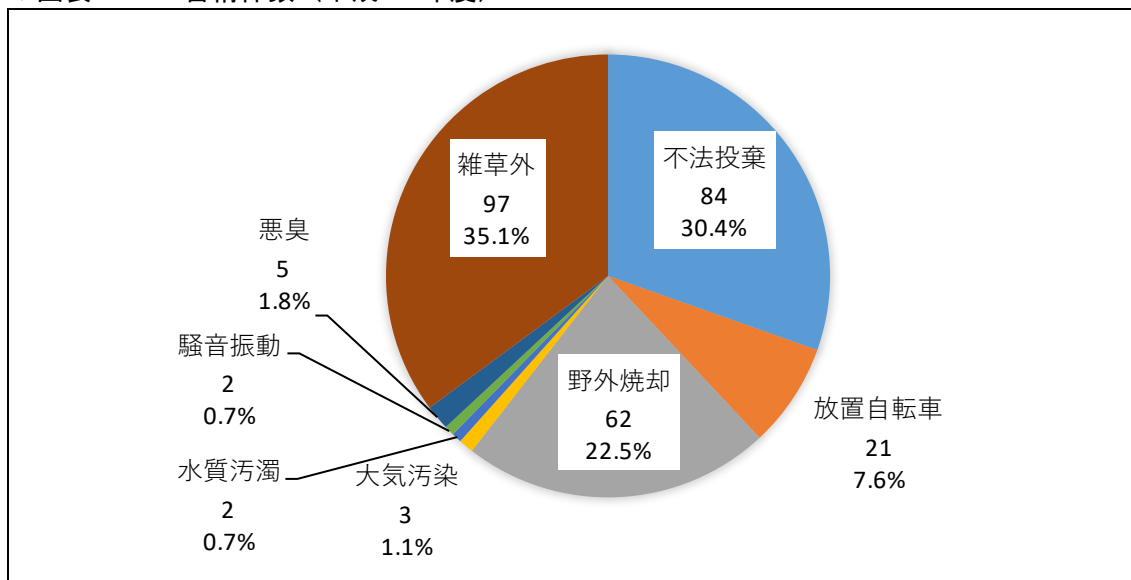


## 1-6 苦情

本市の生活環境に関する苦情件数は次のとおりです。

不法投棄や雑草、野外焼却に関する苦情件数が多くなっています。

▼図表 2-27 苦情件数（平成 30 年度）



### <課題>

- 不法投棄などの不適正なごみ処理を未然に防ぐため、関係機関と連携協力した取り組みが必要です。
- ごみの野外焼却は、周辺から苦情が寄せられることがあり、ルールやマナーに対する周知徹底を図る必要があります。

## 2 ごみの減量・リサイクル

### 2-1 廃棄物

本市のごみ処理（一般廃棄物<sup>\*</sup>）については、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）において広域処理し、資源物は市の施設にて再資源化しています。組合が管轄する肝属地区清掃センターでは、ガス化溶融炉による熱分解によってスラグを生成するなどしてリサイクルを行っています。また、ごみ焼却による廃熱を利用し、発電や温水供給も行っています。

ごみの排出量（一般廃棄物）については、概ね減少傾向となっています。

資源化率は毎年約 14%で推移しています。

▼図表 2-28 ごみ排出量の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
ごみ総排出量	t	33,429	33,239	33,175	32,095	32,367
資源化量	t	4,629	4,590	4,497	4,477	4,340
1人1日あたり ごみ排出量	g/人日	870	866	870	843	855
資源化率	%	13.8	13.8	13.6	13.9	13.4

#### <課題>

- ごみの排出量は減少していますが資源化量も減少していることから、ごみの適正分別に対する市民意識の向上と市・市民・事業者の相互協力体制の確立を図る必要があります。
- 持続可能な循環型社会<sup>\*</sup>を形成するため、廃棄物の排出抑制や再利用、リサイクルなどの 4R を推進することにより資源の有効利用を図ることが重要です。

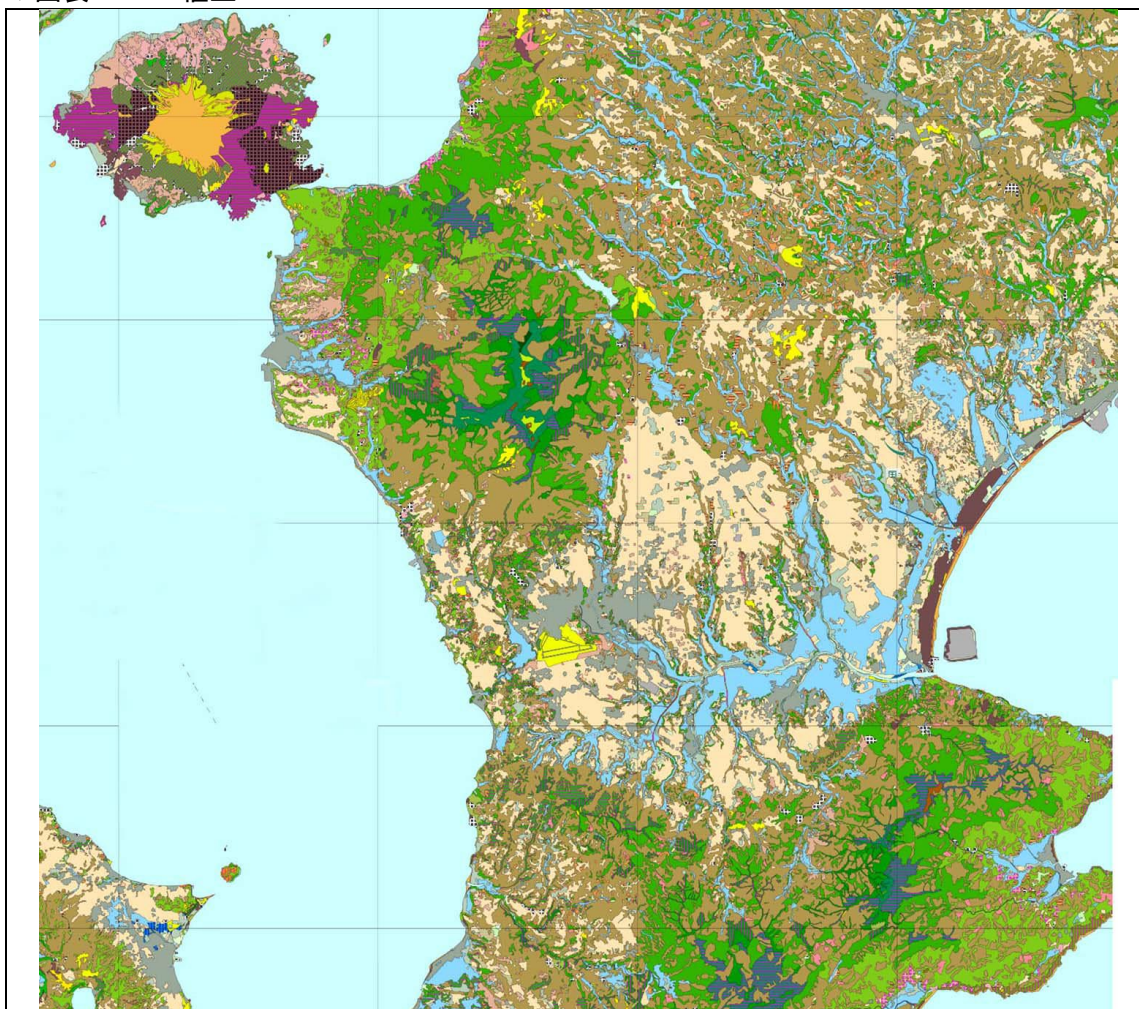
### 3 自然環境

#### 3-1 植生












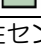
本市内の植生は、大部分を植林地・耕作地植生が占めており、垂水市との境にある高隈山では、標高 600m 以上はアカガシ、スタジイ、ヤブツバキ、標高 1,000m 前後は落葉広葉樹が多く、稜線部には、ノリウツギ、コバノクロヅル、ミズナラ等が見られます。

鹿屋地域を中心とした植生は、市街地以外の平野部で耕作地などを中心とした畑地雑草群落や、水田などを中心とした水田雑草群落が広がっています。また、山間・丘陵部には、スギ・ヒノキ・サワラなどの植林地が広がっています。

▼図表 2-29 植生



主な凡例

	270502 イスノキ-ウラジロガシ群集		540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林
	271205 ミミズバイ-スタジイ群集		540300 クロマツ植林
	400100 シイ・カシ二次林		570300 畑雑草群落
	400102 アカガシ二次林		570400 水田雑草群落
	400401 ハクサンボク-マテバシイ群落		580100 市街地
	410100 コナラ群落		580101 緑の多い住宅地

出典：環境省生物多様性センター「植生調査(植生自然度調査)」  
 自然環境 Web-GIS：http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html

### 3-2 動物と植物

本市には、鹿児島県のレッドデータブック※に記載されているクマタカ、オオウラギンヒョウモン、サギソウなどの希少な動植物が確認されています。

### 3-3 アカウミガメの概況

本市の海岸は、アカウミガメの上陸産卵地となっています。アカウミガメは、鹿児島県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されており、その保護が求められる動物種です。

本市では、地元住民、ウミガメ保護監視員と協働で、アカウミガメの保護活動を経年で実施しています。

▼図表 2-30 本市海岸域におけるアカウミガメの上陸・産卵状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
上陸確認	16	3	20	11	8
産卵回数	7	1	8	6	2
産卵数	913	89	910	663	162
保護数	913	89	909	663	158
生存子ガメ数	626	68	427	438	85

#### <課題>

- 本市の大部分を占める森林と農耕地には、放置森林、違法伐採、廃棄物の不法投棄などで適切な維持管理が行き届かず、荒廃が進んでいく問題があります。
- ふるさとの山、森林を未来の世代に伝えるため、多様な生態系を育む森林や里山などを保全する必要があります。
- 農村集落の過疎化などにより、自然や緑にふれあえる憩いの場として機能や生物多様性の保全機能の維持が困難な状況になりつつあるため、未来の世代へ継承するための仕組みを作る必要があります。
- 本市の錦江湾（鹿児島湾）に面した海岸線は大半が自然海岸であるため、この豊かな海岸環境を守っていくことも求められています。

## 4 地球環境

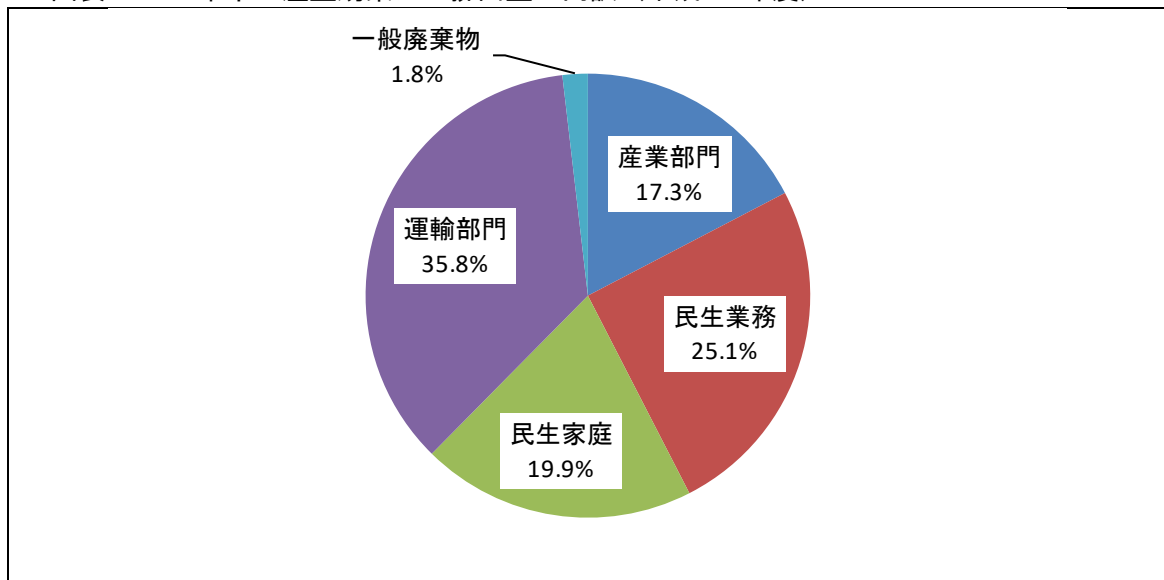
### 4-1 地球温暖化

本市の温室効果ガス排出量は、平成 28（2016）年度で 686 千 t-CO<sub>2</sub> となっています。

部門別にみると家庭からの排出である民生部門（業務+家庭）が 45%を占めており、次に運輸部門の約 36%となっています。

本市では、温室効果ガス排出量の削減を推進するために、「鹿屋市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定し、市の施設（本庁舎、教育委員会、消防署、水道事業所など）について、エネルギー（電気、ガソリン、軽油、A 重油、灯油、LPG）の使用量を把握し、省エネルギーの促進に努めています。

▼図表 2-31 本市の温室効果ガス排出量の内訳（平成 28 年度）



※出典：環境省「部門別 CO<sub>2</sub>排出量の現況推計」

#### <課題>

- 二酸化炭素の排出を抑制するため、各主体が環境に著しく負荷を与えていることを自覚し、自主的に環境にやさしい行動、活動を行う必要があります。
- 国や鹿児島県、その他各種機関、団体と連携しながら、効果的な地球温暖化対策を推進する必要があります。
- 各主体の地球温暖化対策を推進するため、積極的な関連情報の提供を行う必要があります。

## 4-2 再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス<sup>\*</sup>を利用した再生可能エネルギー<sup>\*</sup>は、温室効果ガスを排出しない重要なエネルギーです。

市では平成 23（2011）年に串良・吾平・輝北の各総合支所に太陽光発電<sup>\*</sup>施設を設置し、再生可エネルギーを利用した省エネルギーと温室効果ガス排出抑制に努めています。

さらに、市内の山間部等では、民間の太陽光発電所や風力発電所が設置され、発電をしています。

### <課題>

- 二酸化炭素の排出を抑制するために、二酸化炭素をほとんど排出しない太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーの導入や普及を推進する必要があります。
- 再生可能エネルギーを導入する際には、景観の保全や自然との調和への配慮が必要となっています。
- 太陽光発電設備の設置については、排水対策・土砂流出・法面崩壊等、住環境に配慮して、地元住民の理解が必要となっています。



## 5 環境保全活動

### 5-1 清掃・美化

本市を流れる肝属川をきれいにし、環境を守るために、肝属川クリーン作戦を開催しています。また、支流の串良川及び始良川においてもクリーン作戦が開催されています。本活動には、多くの市民が参加・協力しています。

### 5-2 市民の参加

本市では、『かのや市環境フェスタ』を開催し、イベントを通じて地球温暖化対策、自然環境の保全、ごみの減量化、希少動植物の保全などの環境問題を考え、本市の自然豊かな環境を守ることを目的としています。

#### <課題>

- 環境学習や環境保全活動を推進するための人材の育成・確保を図る必要があります。
- 市民・事業者・行政それぞれが主体的に活動できるように、充実した環境情報の提供を進めていく必要があります。